

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する  
検証結果報告書

令和4年10月

岩倉市自治基本条例審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～23
	(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	(3) 岩倉市自治基本条例推進状況	3～23
	(4) 岩倉市自治基本条例の見直しについて	24
3	岩倉市市民参加条例推進状況	25～50
	(1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	26
	(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要	26
	(3) 岩倉市市民参加条例推進状況	27～50
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	51～53
	(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	51
	(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	53
	(3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	53

## 1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。

この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証することとしています。また、第 10 条の規定に基づき制定した岩倉市市民参加条例においてもその第 25 条において、その推進について、審議会を検証することとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 10 年目となる今年度は、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているか、また、自治基本条例の見直しの必要性について検証しました。検証の結果、語句の表現等で時代にそぐわなくなりつつあるものが見られ、見直しの可能性も含めて検討しましたが、方向性自体は変わっていないため、現時点では見直しの必要は無いものとし、ここに報告いたします。

これらの条例について職員及び市民に理解を深め、未だ策定されていない条例が一刻も早く成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを願います。

### 岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

# 岩倉市自治基本条例推進状況

(令和3年4月～令和4年3月)

## 2 岩倉市自治基本条例推進状況

### (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のための資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況の確認とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているか、また、条例が現在の情勢にあっているかといった条例の見直しについての検証等を行いました。

### (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

#### 【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1) -ア	第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書企画課
(1) -イ	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働安全課
(1) -ウ	第12条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1) -エ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1) -オ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1) -カ	第20条	法令等の遵守及び公益的通報	行政課
(1) -キ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1) -ク	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1) -ケ	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	協働安全課
(1) -コ	第24条	地域資源の継承	環境保全課 商工農政課 生涯学習課

### (3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。

### (4) 岩倉市自治基本条例の見直しについて

24ページに掲載します。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ア (主管課：秘書企画課)

<b>【条例の規定】 第10条</b>
(市民参加と協働) 第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとする。 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとする。 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 広聴活動<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の声・私の提案、タウンミーティング、市政モニター会議、まちづくり出前講座を実施した。いただいたご意見については関連部署と情報を共有し、各施策における今後の方向性や予算計上について検討する中で参考とした。また、すぐに反映できるものについては実施・改善に努めた。(別途資料作成)</li></ul></li><li>● 市民参加の手續の予定、実施状況の公表 ※ 適正運用の通知</li><li>● 市民討議会 なし</li><li>● 政策提案制度 なし<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年度に採択した提案により、さくらを市民の花木として制定した。</li></ul></li><li>● 市民委員登録制度 227人(新規登録者24人)</li><li>● 協働研修<ul style="list-style-type: none"><li>・職員研修(講師：小林慶太郎氏(四日市大学副学長))24人「マルチパートナーシップの理念と実践」グループ長対象</li><li>・新規採用職員研修「自治基本条例、市民参加と協働」16人</li><li>・地域リーダー協働講演会(講師：岩崎恭典氏(四日市大学学長))32人</li><li>・市民向け協働セミナー(講師：加藤武志氏(まち楽房))延べ45人</li></ul></li></ul>
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・全体として制度の活用がされつつあるのは良いこと。</li><li>・どうやったら一層、企業との連携が進むか考える必要がある。</li><li>・条例本文を変更する必要はないと考える。</li></ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民討議会や市民説明会など直接市民の声を聴く手続きに多くの課が取り組めるようにする。</li><li>・市民参加がどのように市政に反映されたかを分かりやすく示していく必要がある。</li><li>・条例や協働の必要性について、市民及び職員に周知啓発を図っていく必要がある。</li></ul>
<b>【今後の取組の方向性】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、市民参加手續を適正に実施していく。</li></ul>

- ・より多くの市民が参加するため、条例や制度の周知を図る。
- ・これまで市民参加手続の予定と結果は、ホームページのみ公表していたが、令和4年度より広報紙でも掲載する。

**【令和4年度審議会で出た意見・論点】**

- ・市民の声・私の提案の回答について、市長まで共有していることを明文化することで受け止め方は変わるかもしれない。
- ・市民の声・私の提案が苦情ボックスになることは望ましくない。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・市民の声・私の提案の回答については、市長までの合意形成を得た上での回答ということを知りやすく示す。

◇ 広聴の取組

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市長との小学校区 意見交換会	—	—	5回 (参加者 221 人)	—
地域公共交通を 語る会	—	—	—	5回 (参加者 107 人)
行政区との意見交 換会	—	25 行政区		
市民の声・私の提案	565 件	419 件	296 件	290 件
タウンミーティング	2回 (参加者 37 人)	—	—	2回 (参加者 49 人)
市政モニター会議	3回 (委員 13 人)	1回 (委員 13 人)	5回 (委員 13 人)	5回 (委員 13 人)
いどばた広聴	—	—	1回 (参加者 20 人)	4回 (参加者 106 人)
まちづくり出前講座	3回 (参加者 37 人)	1回 (参加者 7 人)	8回 (参加者 136 人)	9回 (参加者 170 人)

市民の声・私の提案や市政モニター会議等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。

また、市民の声・私の提案についてはホームページや情報サロンにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご意見の類型としては「苦情・要望 501 件」「提案 16 件」「通報・報告 13 件」「感謝・お褒めの言葉 17 件」などでした。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。

- ・ホームページのリフレッシュ保育の説明がわかりづらい → 申込の方法や利用日の決定までの流れ、利用日当日の持ち物等の情報を追加した。
- ・岩倉駅西側の公衆トイレの洗浄水の溜まりが非常に遅い → タンクへの給水時間を 1 分程度から 30 秒程度へ調整した。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - イ (主管課：協働安全課)

<b>【条例の規定】 第11条</b>
(市民自治活動) 第11条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとします。 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとします。 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとします。 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第1項及び第2項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとします。 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとします。 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の活動の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会、地区社会福祉協議会支会に助成金交付</li><li>・ 地域リーダー協働講演会、市民向け協働セミナーを実施</li></ul></li><li>● 市民活動の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中間支援組織（岩倉市市民活動支援センター）による市民活動を支援。（65歳の集い・市民プラザまつり、情報誌「かわらばん」等の情報支援、団体間の交流支援、コロナ禍に伴うオンライン支援等）</li><li>・ 情報支援（広報紙特集ページ、市役所1階市民活動紹介コーナー）</li><li>・ 財政支援（市民活動助成金）により10団体を支援（追加申請2団体含む）<ul style="list-style-type: none"><li>※ 制度改正により、行政提案・協働事業コース、立ち上がり支援コースを新設（令和4年度事業から対象）</li></ul></li></ul></li></ul>
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 少子高齢化社会に合わせ、行事の見直しをする必要はあるかもしれない。行事を誰のためにどういった目的で行っているのか、考え直す必要がある。</li><li>・ 条例本文を変更する必要はないと考える。</li></ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の活動の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域団体の活動が、高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により縮小している。</li><li>・ 区役員等のなり手不足を相談されており支援策の検討が必要である。</li><li>・ 地域の持続性と魅力アップにつながる支援策の検討が必要である。</li></ul></li><li>● 市民活動の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実績のある市民団体であっても高齢化等により活動を終える団体も出てきている。</li><li>・ 市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。</li></ul></li></ul>

**【今後の取組の方向性】**

● 地域の活動の支援

- ・ 持続可能な地域のあり方を検討し施策につなげるため、小学校区ごとのワークショップ「未来寄合」を令和4年度から2年かけて行う（地域力活性化支援事業）。

● 市民活動の支援

- ・ 協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体、事業者等が、地域課題を共有し連携した取り組みを行っていく（マルチパートナーシップの推進）。
- ・ 行政課題を市から提案し、市民団体等と協働して課題の解決を図る試みを行う。

**【令和4年度審議会が出た意見・論点】**

- ・ 制度の見直しにより市民提案・公益的事業コースが使いやすくなった。
- ・ 行政区における役員のなり手が少ない。定年延長により地域に人材がいない。
- ・ 未来寄合は様々な課題をみんなで話し合っ解決策を探っていこうというものである。
- ・ 未来寄合は、事業者や色んな世代の人、多くの関係者に参加してもらえると良い。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・ 未来寄合と地域福祉計画の市民会議との違いを明確化する必要がある。
- ・ 未来寄合には期待しているので頑張ってもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ (主管課: 協働安全課)

<b>【条例の規定】 第12条</b>
(住民投票) 第12条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
・住民投票条例案の策定(平成27年度)後の経緯について、議会会派に説明をした。
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・住民投票制度は市民参加手続として必要と考える。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・市民参加条例検討委員会に諮問し、条例案を作成したものであるため、議会に議案を提出する必要がある。 ・条例制定に向け、議会と調整を図っていく必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・住民投票条例案について方向性を見極める。
<b>【令和4年度審議会での意見・論点】</b>
・住民投票制度は市民参加手続として必要と考える。 ・住民投票条例の制定について今後の動向を見守る。 ・外国籍の人にもまちづくりに積極的に参加してもらいたい。
<b>【令和4年度審議会の意見まとめ】</b>
・議会と執行機関がしっかりと話し合いをした上で、進めてもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ (主管課：秘書企画課)

<b>【条例の規定】 第14条</b>
(執行機関の組織) 第14条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。 2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。 3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。 4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<第1項> ● プロジェクトチーム (PT) の活用 ・ 岩倉市制 50 周年記念事業「ギネスに挑戦」に係る若手職員 PT ・ 岩倉市制 50 周年記念事業「いわくら名産品開発」事業に係る若手職員 PT <第3項> ● 採用計画 (定員に関する基本方針) の策定 (毎年度) <第4項> ● 人材育成基本方針の見直しに向けての基本方針の検討 (令和4年度見直し予定) ● 人事評価制度の実施 (業績評価、能力評価、評価者・被評価者研修) ● 研修 (市職員研修計画に基づく研修の実施、研修実績等の検証) ● 研修委員会の開催 ● 人材育成、組織に関するアンケートを実施
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・ 「人」に対する表現として、費用対効果を示さなくてもよい。 ・ 「最少の人員」という文言については次の条例改正の時には見直しが必要。
<b>【今後の課題】</b>
・ 新たな行政課題に対応する組織づくりの検討を行う必要がある。 ・ 定年延長制度について、職員の役職や配置についての検討を行う必要がある。 ・ 人事行政を取り巻く状況の変化等を踏まえて、職員の人材育成の一層の推進を図るため、人材育成基本方針を見直すとともに、研修計画と人事評価制度についても整合を図る必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・ 組織・機構検討委員会を設置し、これまでの組織・機構の見直しによる効果を検証し、よりよい組織・機構となるよう検討を行っていく。 ・ 職員アンケート、若手職員へのヒアリング、人材育成基本方針見直しに係る懇話会等での意見を反映し、人材基本方針の見直しを行うとともに、研修計画と人事評価制度についても見直しを行う。
<b>【令和4年度審議会が出た意見・論点】</b>
・ DX 人材の育成については一般企業においても国内でも人材が不足しているところである。

- ・人材育成において組織のやるべきことは環境ときっかけづくりである。
- ・男性職員が育児休暇を取得できる環境をつくることが大事である。
- ・職員の年齢構成のバランスが悪い。
- ・DXに特化した人材は必要だが、外注の可能性についても検討する必要がある。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・勤務制度の創設だけでなく、活用してもらう工夫が大事である。
- ・会計年度任用職員が増えてきており、その研修の在り方については課題である。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 才 (主管課：行政課・秘書企画課)

<b>【条例の規定】 第19条</b>
(法体系の構築等) 第19条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
・自治基本条例施行後8年が経過し、条例の見直しの必要性を検討していく中で、施行後に制定した市独自条例、第5次岩倉市総合計画との整合について整理・検討した。
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・条例本文を変更する必要はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・字句等も含め他の条例との整合を図っていく必要がある。 ・条例、規則、規程、要綱等を市民参加のツールとするために、体系的に整理する必要がある。 ・要綱等は、担当課で管理しており、公開の有無については異なっていることから公開に向けて課題を整理する必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・自治基本条例の改正を検討する中で、法体系を意識した字句等の修正についても検討していく。 ・要綱等については、改めて制定内容を確認するとともに体系化について検討し、市ホームページでの公開に向けて取り組む。
<b>【令和4年度審議会での意見・論点】</b>
・全ての要綱を公開している自治体は少ない。
<b>【令和4年度審議会の意見まとめ】</b>
・市民の利益に直結するような要綱は公開していく必要がある。 ・条例の変更の必要性はないと考える。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - カ (主管課：行政課)

<b>【条例の規定】 第20条</b>
(法令等の遵守及び公益的通報) 第20条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。 2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての <u>内部の職員からの通報</u> (以下「 <u>公益的通報</u> 」といいます。)を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。 3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。 4 <u>公益的通報</u> に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページで公益的通報制度を周知</li> <li>・公益的通報処理委員(弁護士)と委託契約を締結</li> <li>● 運用実績</li> <li>・令和3年度 なし</li> </ul>
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度・28年度以降に公益的通報制度の利用がないことは良いことだと思われる。</li> <li>・条例本文を変更する必要はないと考える。</li> </ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
<b>【今後の取組の方向性】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、当該条例の対象者(職員、委託事業者、指定管理者の従業員)に対し、庁内LANや市ホームページにより制度を周知する。</li> </ul>
<b>【令和4年度審議会での意見・論点】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的通報制度の利用がないことは良いことだと思われる。</li> </ul>
<b>【令和4年度審議会の意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例本文を変更する必要はないと考える。</li> </ul>

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - キ (主管課：行政課)

<b>【条例の規定】 第21条</b>
(財政運営等) 第21条 市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。 2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。 3 市長は、市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<第1項> ● 実施計画の策定 ● 行政評価の実施、公表 ● 行政改革（行政改革行動計画）を推進、公表 <第2項> ● 財政状況の公表 ・ 広報紙及びホームページ (予算の概要（新規主要事業の説明書）、決算状況（主要施策の成果報告書）、財政健全化比率等) ・ 図書館、市役所1階の情報サロン・観光情報ステーションで予算書、決算書を公表 ・ 広報紙（わかりやすい予算書、財政用語の説明） ・ ほっと情報メール及びLINE（令和4年度予算） ● 実施計画の公表 ● 統一基準による新地方公会計の導入 ・ 財務書類4表の公表 ● 記者発表の定例化 ・ 議会定例会に合わせて実施（通常、年4回） <第3項> ● 公用車（1台）の売却 ・ インターネット市有財産売払い入札により、330,055円で売却 ● 未利用財産の売却 ・ 一般競争入札等による（2件（3筆））
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・ 以前の資料に比べると分かり易くなっている。 ・ 条例本文を変更する必要はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・ 基金の取り崩しや市債の発行の際は、その必要性を判断し、財政健全化判断比率の各指数が早期健全化基準を超えないようにする必要がある。

- ・行政改革については、行財政基盤の強化を図り、新たな行政課題に適切に対応し、持続可能な行政経営を推進していくために、行政改革行動計画（令和3年10月策定）の各取組を進めるとともに、それらの進捗管理を行う必要がある。
- ・新たに「わかりやすい予算書」の作成や、ほっと情報メール及びLINEを活用し、令和4年度当初予算の周知を行ったことにより、ホームページのアクセス数は令和2年度に比べて増加したものの、市民からの財政全体に関する意見等が多くなり、引き続き、より効果の高い公表の方法を工夫する必要がある。
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた岩倉市公共施設等総合管理計画（平成29年策定、令和3年度改訂）を推進する等、継続して市で保有する財産の適正な管理、効率的な運用を行う必要がある。

#### 【今後の取組の方向性】

- ・財政健全化判断比率の指数については、引き続き早期健全化基準内を維持する必要がある。
- ・行政改革行動計画を推進するため、各年度の進捗管理を行い、引き続き取組を進める。
- ・財政状況等の公表については、図やグラフ、注釈等を活用しながら、引き続き、より分かりやすくを念頭に作成する。また、近隣自治体や類似自治体との比較、検証も織り交ぜながら財政状況等を発信する。
- ・市で保有する土地等の未利用財産について、売却や活用を検討する。また、公共施設のネーミングライツ等、多様な財源確保に向け、引き続き取組を進める。
- ・岩倉市公共施設等総合管理計画を推進するなど、市で保有する財産の適正な管理等を行う。

#### 【令和4年度審議会が出た意見・論点】

- ・「わかりやすい予算書」の作成については非常に良い。
- ・歳出予算の中で民生費の占める割合が大きく、大事な部分である。

#### 【令和4年度審議会の意見まとめ】

- ・「わかりやすい予算書」については、より市民の目に届かせるため、公共施設等に設置すると良い。
- ・学校での教材として活用することや地域との意見交換会で紹介することなども検討してほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク (主管課：秘書企画課)

<b>【条例の規定】 第22条</b>
(行政評価) 第22条 執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
・令和2年度の施策及び事業に対し、基本施策評価シートによる評価を行い、評価結果をホームページにて公表した。 ・平成30年度から行政評価有識者会議で検討を進めてきた行政評価制度案について、令和3年度に設置した行政評価委員会で協議し決定した。庁内説明会を実施し、新制度による運用を始めることができた。
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・条例の改正については、本文を変更する必要はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・令和3年度の施策及び事業に対し、初めての外部評価（市民評価）となるため、分かりやすい資料の提示、説明をし、適確な評価につなげていく必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・初めての外部評価（市民評価）を受け、顕在化する課題や改善点に対し、適切に対応し、評価、検証を進めていく。
<b>【令和4年度審議会での意見・論点】</b>
・新しい行政評価の仕組みをどう活かしていくかは課題である。 ・単年度で成果が出にくい事業、ハード系事業については評価としては厳しめに出るかもしれない。
<b>【令和4年度審議会の意見まとめ】</b>
・外部評価の導入や総合計画の実効性を担保するという観点からも、次年度の評価に期待したい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ (主管課：協働安全課)

<b>【条例の規定】 第23条</b>
(危機管理及び災害等緊急時の対応) 第23条 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。 2 市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。 3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<第1項> ● 意識啓発 ・各種講習会等 (地震防災講習会、災害ボランティア講座等) ・市民ギャラリーでの防災展示 ● 自主的な防災 ・自主防災会等による防災訓練(東小学校区による自主防災会地域合同防災訓練を実施) 他の小学校区は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止 <第2項> ● 新型コロナウイルス感染症対応(追加資料あり) <第3項> ● 協定締結 ・災害時における飲料水等の供給に関する協定を奥長良川名水株式会社と締結 ・災害時における相互連携に関する協定を西日本電信電話株式会社 東海支店と締結
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
・新型コロナウイルス感染症について、もう少し資料の記述を深めてほしい。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・市民の自助及び共助の意識向上を図るためには、地域の特性に応じた訓練内容を検討し、実際の災害時をイメージしながら実施できる訓練を検討する必要がある。 ・災害時の情報弱者に対する情報伝達について検討し、併せて市民側からも情報取得をしてもらえるような意識啓発も検討する必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・自主防災会等と連携し、市民の自助及び共助に関する意識啓発を行い、それらの取組に対する支援の充実を図る。 ・同報系行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めるが、市民側からも情報取得の努力をしてもらうよう啓発するとともに、高齢者や外国人への情報伝達方法について研究を行う。

**【令和4年度審議会で出た意見・論点】**

- ・災害時におけるドローン活用についての記載をしてほしい。
- ・災害に対して危機感を持っていない人への意識の向上に向けた取り組みも必要。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・感染症対策にも配慮した防災訓練の開催について呼びかけを行うと良い。
- ・災害への危機感を持っていない人へは、繰り返し周知・啓発を行っていく必要がある。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ① (主管課：環境保全課)

<b>【条例の規定】 第24条</b>
(地域資源の継承) 第24条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 岩倉の水辺を守る会との協働（五条川親水事業） 小学校へのメダカの卵プレゼント、カップの絵コンテスト、カメの外来種調査・駆除（アカミミガメ）、彼岸花の植栽、五条川の低水路工事</li><li>● 岩倉ナチュラルリストクラブとの協働<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然生態園における各種イベントの開催、生態系の保全、生き物生息調査</li><li>・ 公募参加者との水質調査における水生生物調査の指導</li></ul></li><li>● 「いわくら生きものガイドブック」の活用 岩倉ナチュラルリストクラブと協働して開催する自然生態園でのイベントで、参加者に配布して活用。</li><li>● 「五条川下流部清掃」を北名古屋市の「河川等清掃活動」と合同実施に向けて調整（コロナ禍のため、当日は中止）</li></ul>
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会員の減少・高齢化が一番の問題。</li><li>・ 条例本文を変更する必要はないと考える。</li></ul>
<b>【今後の課題】</b>
五条川におけるカメの外来種調査・駆除は、毎年効果的な駆除方法について検討し、様々な方法を試みているが、在来種の繁殖が確認されるも外来種の減少の効果がなかなか現れていない。 ポストコロナにおけるイベントの開催方法を検討する必要がある。 連携して事業を実施している市民活動団体の会員の高齢化、会員数の減少により、今後の事業の継続が危ぶまれている。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
五条川においては、第3次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、五条川親水事業を継続し、自然と共生した河川整備等を実施する。 自然生態園においては、自然環境保全や生物多様性の大切さを啓発する魅力あるイベントや園の保全活動を多様な主体とともに実施する。 生き物生息調査は、一時的に学術関係等の専門家とともに調査を実施するなどし、調査を実施している市民活動団体の専門性を高めることで調査結果の精度を高め、施策への活用・調査結果の公表等、効果的に活用できるようにしていく。 調査を市民や環境活動に取り組む事業所とともに実施し、生物多様性の大切さを啓発していく。 令和4年度中に次期環境基本計画を策定し、自然環境保全についての事業等について定めていく。
<b>【令和4年度審議会での意見・論点】</b>

- ・ 会員の減少・高齢化は課題であるが、市としてどうサポートしていくかは考える必要がある。
- ・ 審議会で検証をするにあたり最低限の数字データを揃えてほしい。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・ 活動を支えていく人たちをどう育てるかが大切である。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ② (主管課：商工農政課)

<b>【条例の規定】 第 24 条</b>
(地域資源の継承) 第 24 条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。
<b>【令和3年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 五条川桜並木の保全等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩倉五条川桜並木保存会との協働 (施肥、枯れ枝・不要枝の剪定、ベッコウタケなどの調査・処理等)</li> <li>・ 五条川沿いに桜(ジンダイアケボノ)を5本植栽</li> <li>・ 市制50周年にあわせ、市民の花木として「さくら」を制定</li> <li>・ さくら基金条例の制定及び企業版ふるさと納税による寄付の開始</li> <li>・ 流域の自治体(江南市・大口町)と連携して、桜並木の保全について情報交換</li> <li>・ 市内小中学生及びその保護者を対象に、桜を守るおしごと体験会の実施</li> <li>・ 桜の廃材の試行的な活用として、市内事業者と連携し、樹名板の作成、設置及び玩具の作成、市内保育園への提供</li> </ul> </li> <li>● 農地の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作放棄地の調査を実施</li> <li>・ 所有者自らが耕作する意思のない耕作放棄地に関して、岩倉市農地バンク制度などを活用し、耕作の意思のある人とのマッチングを推進</li> <li>・ JA 愛知北等と連携し、耕作放棄地の発生防止と解消を推進</li> </ul> </li> </ul>
<b>【令和3年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさといわくら応援寄附金の使い道として、桜並木の保全や山車文化の保全があるのは自治基本条例の本条に沿っていることなので、使い道の説明文に自治基本条例のことを追記することで自治基本条例のPRになると考える。</li> <li>・ 条例本文を変更する必要はないと考える。</li> </ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の貴重な観光資源である桜は、まちなかを中心に過密状態にあり、適正管理のためには伐採や間引き剪定が必要である。また、老朽化し、枯木の落下等の恐れがある桜がみられるため、岩倉五条川桜並木保存会や市内造園業者と協働し、適切な保全・管理が必要となる。</li> <li>・ 川井・野寄地区の大規模な企業誘致をきっかけに、今後大規模な農地の開発が急速に加速する恐れがあるため、本市の農業振興上必要な農地を見極めた上で、その保全に努めていく必要がある。</li> </ul>
<b>【今後の取組の方向性】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩倉五条川桜並木保存会との協働により、引き続き桜並木の保全・管理を行っていく。また、桜の長寿命化に向けて、樹木医の診断をもとに桜の間引き作業を行っていく。併せて、植え替えに</li> </ul>

についても随時進めていく。

- ・次世代を担う子ども達を中心に桜に対する愛着醸成に向けて、桜を守るおしごと体験会などを行っていく。
- ・集積、集約が可能な農地に関しては、JA 愛知北と協力しながら、オペレーターや担い手への集積を計画的に進めていく。集積・集約が難しい小規模な農地に関しては、農地保全管理組合の活用や、各地域による一体的な保全管理を検討していく。

**【令和4年度審議会で出た意見・論点】**

- ・桜並木保存会の活動には若い世代の人も参加されている。
- ・団体の活動支援として民間からの資金提供の仕組みはないか。
- ・民間の資金提供を受ける仕組みとして公の取りまとめ組織があると良い。
- ・宅地周辺に点在している農地も重要。

**【令和4年度審議会の意見まとめ】**

- ・桜並木保存会は、桜と守るという目的がはっきりしており、長期間の活動によるノウハウも蓄積されている。それを若い世代に伝えていくことが重要。
- ・農地の多面的な活用について、今後の取組の方向性を記載してほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ③ (主管課：生涯学習課)

<b>【条例の規定】 第 24 条</b>
(地域資源の継承) 第 24 条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。
<b>【令和 3 年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岩倉桜まつりに合わせて山車の巡行、展示（コロナ禍のため中止）</li> <li>● 地元の祭礼（山車夏まつり、祇園祭、天王祭）の開催支援（コロナ禍のため中止）</li> <li>● 鈴井町獅子館の修繕</li> </ul>
<b>【令和 3 年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさといわくら応援寄附金の使い道として、桜並木の保全や山車文化の保全があるのは自治基本条例の本条に沿っていることなので、使い道の説明文に自治基本条例のことを追記することで自治基本条例の PR になると考える。</li> <li>・条例本文を変更する必要はないと考える。</li> </ul>
<b>【今後の課題】</b>
岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとした伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行に伴う傷みや経年劣化により大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
引き続き、岩倉市山車保存会との協働により山車文化の維持、継承に努める。また、愛知県内の保存団体の連合会であるあいち山車まつり日本一協議会での取組も参考にしつつ、行政として支援のあり方について検討していく。
<b>【令和 4 年度審議会での意見・論点】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・祭りなどに参加する人が年々減ってきており、ノウハウが失われつつある。</li> <li>・一部の小学校向けには山車に関する出前講座を行っている。</li> </ul>
<b>【令和 4 年度審議会の意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の地域資源については、小学校、中学校、高校での授業を活用することで、興味を持ってもらい潜在的な意識を引き出すことができると考える。</li> <li>・第 24 条は岩倉市の特色ある条文だと考えるので、実体化していくことが必要。</li> </ul>

## 岩倉市自治基本条例の見直しについて

平成 25 年 4 月施行から 8 年以上が経過し、何がどう変わったか。

### <この間市が取り組んだ事項（条例関連）>

#### 【市民自治・市民協働の仕組みづくり】

- 自治基本条例の規定に基づく「市民参加条例」の制定
- 市民活動支援センターの機能充実
- 市民活動助成制度の創設など市民活動支援の活性化支援
- 地域コミュニティの強化体制づくり

#### 【助け合い・支え合いの地域社会づくり】

- 地域福祉計画の策定（H25.3、第2期 H30.3）及び推進
- 地域福祉活動拠点の充実（地域サロン活動支援など）
- 高齢者の生きがいづくり支援、地域交流促進

#### 【安全・安心の地域社会づくり】

- 災害時の支援体制づくり
- 地域の防災力強化
- 地域合同防災訓練の全小学校区での実施
- 地域防犯体制の強化

#### 【その他】

- 健幸づくり条例の制定
- 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定
- 第5次総合計画の策定  
基本理念「マルチパートナーシップによる  
誰もが居場所のある共生社会をめざす」  
**協働からマルチパートナーシップへ**

- 行政評価の外部評価の導入

### <成果と課題>

#### 【岩倉市の取組の成果と課題】

- 市民参加条例の制定により、新たな市民参加手法の市民協議会の実践を始めとして、市民参加のすそ野が広がった。
- 一方で、以下のような“地域”の課題もみられる。
  - ◆地域活動の担い手不足（行政区役員の担い手不足）
  - ◆老人クラブの会員減少 ◆単位（地区）子ども会の解散・統合
  - ◆文化協会、体育協会の会員減少、会員の高齢化
  - ◆市民活動団体の会員の高齢化など
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域課題も一層顕著化  
⇒未来寄合の実施により、課題を把握・解決へ

- 住民投票条例が未制定のまま。

#### 【市民意向調査結果からみた成果・課題】

- 自治基本条例（25.6%）と市民参加条例（27.7%）の認知度が低い。
- 市民活動や地域活動に「既に参加している」市民の割合は若干高まっているが、「あまり参加しようと思わない」「参加しようと思わない」が半数近くを占めている。
- 「市政に参加したい」市民の割合は 65.4%と一定の割合はいる。

#### 【総合計画におけるまちづくりの主要課題（抜粋）】

- 超高齢社会に向けた健幸都市づくりと地域共生社会の形成
- 環境問題への持続的な行動と「持続可能な社会」への対応
- 大地震への備えや防犯、交通安全など多様な危機管理への対応
- 女性や高齢者、外国人など多様な人が活躍・共生する社会づくり
- 参画と協働の進化と市民自治の強化

#### 【自治基本条例の見直しの必要性は】

##### <条例第25条第2項>

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

##### <第14条3項についての自治基本条例審議会での議論>

○自治基本条例審議会では、主に条例「第3章 協働の仕組み」、「第4章 市政の運営」について検証をしている。内容は各年度の報告書のとおり。施行後5年目（平成29年度）の審議会での検証以降、**第14条の「最少の人員で最大の効果を得られるよう」という文言は見直しが必要**としている。

##### ○平成29年度第6回審議会議事録（抜粋）

会 長：前回の審議会で第14条3項の見直しをするのかを含め、今回の審議会で自治基本条例全体として見直しをする必要があるか判断することとしたので、改めて意見をお願いしたい。

委 員：最少の人数で最大の効果を得るといっても適正な定員管理と書いてあれば問題ないと思うので、該当部分は削除してよいのではないかなと思う。

委 員：最少の人員と最大の効果というのは市によっても違うと思うし、具体的な数値を書けるわけではないので、見直しも難しいのではないかな。

会 長：最少の人数である以上、ワーク・ライフ・バランスは難しくなる。行政サービスの低下というのも誰にとっても、どう感じるかは具体的ではないので、見直すとなると大変かもしれない。

事務局：適正な定員というのも具体的ではないが、最大の効果というものがあるので単純に最少の人数にすればいいというものではないという解釈ができる。

委 員：第14条3項だけを見直すとなると、ここに集中して見直す理由を求められるのではないかな。

会 長：他の条文を見直すのであれば、見直しの相応の理由を求められると思う。ここまでの議論からも第14条3項については働き方改革等から時代にそぐわないものになってきているが、この1つの言葉のとらえ方のみで見直しをする必要はないものとする。限られた人数で最大の効果が得られるよう、柔軟な人員運用ができるよう努めること。今回は自治基本条例全体として見直しの必要はないものとする。

##### ○平成29年度報告書（抜粋）

自治基本条例については、昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進状況を確認しました。また、5年目の節目となる今年度は、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行い、自治基本条例の修正の必要性の有無をそれぞれの条文毎に検証しました。検証の結果、**語句の表現等で時代にそぐわなくなりつつあるものが見られ見直しの可能性も含めて検討しましたが、現時点では見直しの必要は無いものとしたので、ここで報告いたします。**

##### <市民ワークショップでの意見>

○市民ワークショップでは、条例や取組状況についての疑問、足りない視点について、岩崎会長からのミニレクチャー後、グループワークを行ったが、条例改正に関して、審議会での議論とは別の論点は出てこなかった。むしろ、条例の浸透、推進に向けた意見・アイデアをたくさんいただいた。

#### 【令和4年度審議会における自治基本条例の見直しについてのまとめ】

5年前の議論を踏まえ、改正の必要な部分は、第14条3項のみであり、今回は自治基本条例の見直しはしないこととする。自治基本条例解説については、制定時から見直しをしていないこともあり、現状に合わせた内容に見直すものとする。

# 岩倉市市民参加条例推進状況

(令和3年4月～令和4年3月)

### 3 岩倉市市民参加条例推進状況

#### (1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第25条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働安全課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。そのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

#### (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課：協働安全課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考	
I 市民参加手続 に関する検証	第7条	市民参加の手続の方法			
	第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	資料1		
	第9条	審議会等の委員			
	第10条	審議会等の会議の公開等			
	第11条	アンケートの実施			
	第12条	意見交換会の開催			
	第13条	市民公聴会の開催			
	第15条	市民討議会の開催			
	第16条	パブリックコメント手続の実施			
	第18条	政策提案制度			
第19条	市民委員登録制度				
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第21条	協働による政策形成等	資料2	
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第22条	公益的活動の支援		自治基本条例 第11条の 検証に代える
		第23条	中間支援組織の設置		
第24条	協働によるまちづくりを担う人材				

### (3) 岩倉市市民参加条例推進状況

#### I 市民参加手続に関する検証

##### 1 条例の規定と現状について

令和3年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、合わせて18件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和3年度 市民参加手続の実施状況」資料1参考）

第7条	市民参加の手続の方法
第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表
第9条	審議会等の委員
第10条	審議会等の会議の公開等
第11条	アンケートの実施
第12条	意見交換会の開催
第13条	市民公聴会の開催
第15条	市民討議会の開催
第16条	パブリックコメント手続の実施

##### ○ 令和3年度の市民参加手続の実施状況

##### (1-1) 政策の形成における実施状況（条例、計画等の策定又は変更）

計画名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント（意見数）
岩倉市行政改革行動計画	1回	—	—	1回（0件）
第3期岩倉市地域福祉計画	2回	1回	2回	
小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画	5回	—	—	1回（0件）
第2期岩倉市環境基本計画	2回	2回（市民・企業）	—	—
岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	—	—	1回	1回（0件）
第2期岩倉市教育大綱	2回	—	—	1回（0件）
岩倉市教育振興基本計画	4回（書面1回含む）	—	—	1回（0件）
五条川小学校区統合保育園の建設候補地域の選定について	—	—	—	1回（18件）

##### (過年度)

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント	その他
R3年度 全8事案	事案数	6	2	2	0	0	6	0
	実施回数 (実績)	16（書面1回含む）	3 (返送 1,540)	3 (参加者 48)	0	0	6 (意見数 18)	0
R2年度 全12事案	事案数	7	6	0	0	0	11	0
	実施回数 (実績)	32（書面2回含む）	5 (返送 4,042)	0	0	0	11 (意見数 49)	0
R1年度 全7事案	事案数	7	2	1	0	0	4	1 インタビュー
	実施回数 (実績)	29	2 (返送 2,365)	5 (参加者 221)	0	0	4 (意見数 48)	5 (参加者 112)
H30年度 全7事案	事案数	6	3	1	0	1	5	0
	実施回数 (実績)	18	3 (返送 2,553)	1 (参加者 26)	0	2 (延べ 103)	5 (意見数 56)	0
H29年度 全12事案	事案数	11	1	1	0	1	9	1 ヒアリング
	実施回数 (実績)	39	1 (返送 18)	4 (参加者 244)	0	2 (参加者 37)	9 (意見数 36)	1 (参加者 7)
H28年度	事案数	7	4	1	0	0	4	0

全8事案	実施回数 (実績)	17	4 (返送 4, 277)	3 (参加者 200)	0	0	4 (意見数 18)	0
------	--------------	----	------------------	----------------	---	---	---------------	---

(1-2) 評価の実施状況 (既存計画等の評価)

計画等名	審議会等	パブリックコメント (意見数)
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	4回	—
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	1回	—
第2期岩倉市行政経営プラン	3回	1回 (0回)
第2期岩倉市地域福祉計画	2回	—
第5期岩倉市障がい者計画、第5期岩倉市障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画)	1回	—
第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3回	—
岩倉市環境基本計画	1回 (書面)	—
五条川自然再生整備等基本計画	1回 (書面)	—
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	1回 (書面)	—
第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	1回 (書面)	—

(過年度)

		審議会等	アンケート	パブリックコメント
R3年度	事案数	10	0	1
全10事案	実施回数 (実績)	18 (書面2回含む)	0	1 (意見数0)
R2年度	事案数	11	0	1
全11事案	実施回数 (実績)	18 (書面4回含む)	0	1 (意見数0)
R1年度	事案数	11	0	1
全11事案	実施回数 (実績)	18	0	1 (意見数0)
H30年度	事案数	12	0	1
全12事案	実施回数	18	0	0
H29年度	事案数	10	0	0
全10事案	実施回数	17	0	0
H28年度	事案数	9	1	0
全9事業	実施回数 (実績)	16	1 (返送 467)	0

- ・複数の手続を実施したのは、「(1-1) 政策の形成における実施状況 (条例、計画等の策定又は変更)」で8事案中8事案、「(1-2) 評価の実施状況 (既存計画等の評価)」で10事案中1事案でした。
- ・14の審議会等のうち8の審議会等で、市民委員として公募により10人、市民委員登録から12人の方が選任され、審議会等に参加しました。なお、公募と市民委員登録による委員を選任していない審議会等の担当課に対し、改善するよう通知しました。
- ・選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により6回書面開催となりましたが、それ以外で開催した審議会等はすべて公開され、1件の事案に延べ1人の傍聴がありました。
- ・アンケートは2件の事案について計3回実施しました。
- ・意見交換会は2件の事案について計3回実施しました。
- ・市民公聴会、市民討議会は開催していません。
- ・パブリックコメントは6件の事案について実施し、うち1件の事案に対し18件の意見が提出されました。

◎ 令和4年度の市民参加手続の実施予定

(2-1) 政策の形成における実施予定 (条例、計画等の策定又は変更)

計画等名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント
------	------	-------	-------	-----------

岩倉市自治基本条例	○	—	—	○
第3期岩倉市地域福祉計画	○	○ (R3)	○ (R3)	○
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	○	○	—	○
第2期岩倉市環境基本計画	○	○ (R3)	○	○
岩倉市農業振興地域整備計画	○	○	—	○
石仏公園整備計画案	—	—	○ (H27)	○
五条川小学校区統合保育園基本構想	○	○	—	○

- ・ひとつの事案に対し複数の市民参加の手法を実施する必要がありますが、計画等の検討期間が複数年度に渡る場合は、各個の手法の実施が別の年度になることがあります。

## (2-2) 評価の実施予定（既存計画等の評価）

計画名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	○
第5次岩倉市総合計画	○
岩倉市男女共同参画基本計画	○
岩倉市行政改革行動計画	○
第2期岩倉市地域福祉計画	○
岩倉市自殺対策計画	○
第5期岩倉市障がい者計画	○
第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	○
岩倉市環境基本計画	○
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	○
第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	○

- ・令和3年度の市民参加手続の実施状況と令和4年度の市民参加手続の実施予定については、令和4年4月に市ホームページにて公表しています（随時更新）。

## 第18条 政策提案制度

- ・政策提案はありませんでした。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
提案件数	0件	1件	1件	0件	1件	1件
検討結果	—	採択	不採択	—	趣旨採択	一部採択

## 第19条 市民委員登録制度

- ・新規登録者は24人（令和4年3月末時点の有効登録者227人）で12人が審議会等に登用されました。

新規登録者（登録者総数）	24人（227人）
令和3年度中に開催された審議会等に登用されている市民登録委員の数とその委員会	12人 岩倉市行政評価委員会（2人） 岩倉市環境基本計画検討委員会（3人） 岩倉市自治基本条例審議会（2人） 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（2人） 岩倉市行政経営プラン推進委員会（2人） 岩倉市障害者計画推進委員会（1人）

## 2 令和4年度審議会が出た意見・論点

- ・市民公聴会と市民討議会の開催は難しいのか。このような市民参加の仕組みがあることは、改め

て庁内に周知してもらいたい。

- ・ 審議会等の委員の構成については、公募委員を入れない方がよいものもあるとのことだったが、市民委員（公募委員等）が入っていない審議会等について、委員の改選時に市民委員（公募委員等）を登用していくよう働きかけていくのか。
- ・ パブリックコメントの件数が0件のものも多いが、ホームページのアクセス数を把握する等、何か対策をしているのか。
- ・ 意見交換会でオンライン開催をしたとのことだが、オンライン開催に対する考え方があれば教えてもらいたい。  
⇒ 市が主催となる環境が整っていない（意見交換会は受託事業者が実施）。また、議会とは違い委員の自由な発言が阻害されかねないため配慮が必要となる。

### 3 令和4年度審議会の意見のまとめ

- ・ 市民委員（公募委員等）が入っていない審議会等について、担当課の負担にはなるが、市民参加の観点から、委員改選時には、市民委員（公募委員等）の登用を実施してもらえるよう働きかけてもらいたい。なお、市民委員（公募委員等）の登用ができないもの（法に規定等）については、その旨を記載すること。
- ・ 複数年度にわたり、市民参加の手続きを実施する場合は、その旨を分かりやすく記載すること。
- ・ パブリックコメントの周知方法について、改めて検討をしてもらいたい。
- ・ コロナ禍で、オンラインの会議が浸透し、参加のハードルの低さが認知されてきているため、一度、検討してみてもいいのではないかと考える。ただし、傍聴規則を変更する必要がある可能性がある。

## II 協働の推進に関する検証

### (1) 協働による事業

#### 1 条例の規定と現状について

第5次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を「協働の取組状況シート 令和3年度実施事業」資料2として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の決算状況、事業の実績や実施状況、協働の視点による評価を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

#### ・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	14 事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となつて一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	18 事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	15 事業
後援	市民や市民活動団体、地域団体などが公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与するもの。	11 事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	20 事業

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全部が中止となった事業が23事業ありました。

・その他、詳細については、「協働の取組状況シート 令和3年度実施事業」資料2に記載していません。

#### 2 令和4年度審議会で出た意見・論点

- ・令和3年度の政策提案が0件だったが、市制50周年事業として、市民の提案をかなえる事業があったため、政策提案がなかったのか。
- ⇒ 市民からの提案を受け、採択しているため、直接的に影響があったのかは判断がつかないが、

政策提案と同様に多くの市民の意見を事業に反映することが出来た。

- ・協働事業の相手方として、どこにゴールを持っていくか、また、事業者や市民に事業の趣旨を説明し、巻き込んでいくことに苦労がある。

### 3 令和4年度審議会の意見のまとめ

- ・協働の相手方の協働の理解度や意向を事業に反映する必要がある。
- ・地域と企業が労働者を取り合う状況で、無償のボランティアとなると、地域活動を始める人は減ってしまうため、地域側の工夫が必要になる。

(1-1) 令和3年度 市民参加手続の実施状況（条例、計画等の策定または変更）

条例・計画・新制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数実施することとなっています。

資料1

担当課グループ (6)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 (下表※2参照)	市民参加の実績	備考
1 行政課 行政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画は、第5次岩倉市総合計画における基本施策「31行政運営・財政運営」、 「32組織・人事マネジメント」を計画的に推進するため、各基本施策における個別施策に対して具体的な実施項目を示すとともに、各年度の取組と目標を定めて進行管理を行う。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	① 6月29日	議事録の公表 ① 9月10日	①傍聴 0人	
				パブリックコメント手続	—	—	6月21日～ 7月20日 (30日間)	方法 (1) (3) 実施結果の公表 10月7日 方法 (1) (3)	0人 0件	
2 福祉課 障がい福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	第2期岩倉市地域福祉計画は、5年間（2018年度～2022年度）を計画期間としており、令和3年度、令和4年度の2か年で次期計画を策定する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	① 8月 5日 ② 3月30日	議事録の公表 ① 8月31日 ② 6月 6日 方法 (1) (3)	① 傍聴 0人 ② 傍聴 0人	
				アンケート	—	—	9月 1日～ 9月30日	結果の公表 3月1日 方法 (1) (2)	発送 2,000人 返送 554人	
				意見交換会	—	—	①11月13日 ②11月14日	結果の公表 公表準備中 方法 ( ) ( )	①参加 20人 ②参加 20人 (うちオンライン3人)	
3 福祉課 障がい福祉G 長寿介護課 長寿福祉G	小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画	(2)	小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画は、5年間（2022年度～2026年度）を計画期間としており、令和7年度、令和8年度の2か年で次期計画を策定する。	小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会	全委員 22人 ・公募 4人 ・市民登録 0人	公開	① 6月28日 ② 8月23日 ③10月19日 ④11月30日 ⑤ 3月 9日	議事録の公表 ① 7月30日 ② 9月30日 ③11月30日 ④12月28日 ⑤ 3月31日 方法 (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 1人 ③傍聴 0人 ④傍聴 0人 ⑤傍聴 0人	尾張北部 権利擁護 支援セン ターHPに て議事録 公表
				パブリックコメント手続	—	—	1月17日～ 2月15日 (30日間)	実施結果の公表 3月 9日 方法 (1) (3)	0人 0件	
4 環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	岩倉市環境基本計画は、10年間（2013年度～2022年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市環境基本計画検討委員会	全委員 14人 ・公募 2人 ・市民登録 3人	公開	①11月 5日 ② 3月30日	議事録の公表 ① 6月15日 ② 6月15日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人	
				アンケート(住民向け)	—	—	11月24日～12月13日	結果の公表 6月15日 方法 (1) (3)	発送 2000人 返送 864人	
				アンケート(企業向け)	—	—	11月24日～12月13日	結果の公表 6月15日 方法 (1) (3)	発送 300事業所 返送 122事業所	
5 商工農政課 農政G	岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	(2)	「岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」は愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき策定されており、令和3年4月に愛知県の基本方針が変更されたことを受け、本市の基本構想についても見直しを実施する。	意見交換会	—	公開	10月 5日	結果の公表 11月 9日 方法 (1) (3)	参加 5人	
				パブリックコメント手続	—	—	9月21日～10月21日 (30日間)	実施結果の公表 11月 9日 方法 (1) (3)	0人 0件	
6 秘書企画課 企画政策G	第2期岩倉市教育大綱	(2)	岩倉市教育大綱は、5年間（2017年度～2021年度）を計画期間としており、次期計画を新たに策定した。	総合教育会議	全委員 6人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	① 7月26日 ② 2月21日	議事録の公表 ① 9月 6日 ② 3月15日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人	
				パブリックコメント手続	—	—	1月17日～ 2月16日 (31日間)	実施結果の公表 2月25日 方法 (1) (3)	0人 0件	

7	学校教育課 学校教育G	岩倉市教育振興基本計画	(2)	岩倉市教育振興基本計画は、10年間(2017年度～2026年度)を計画期間としており、その中間年度において計画の見直しを実施する。	岩倉市教育振興基本計画推進委員会	全委員 20人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①第1回全体会 8月書面開催 ②分科会第2部会 11月 2日 ③分科会第1部会 11月 8日 ④第2回全体会 1月11日	議事録の公表 ① 9月10日 ②12月24日 ③12月24日 ④ 2月22日	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人 ④傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—		—	1月17日～ 2月16日 (31日間)	方法 (1) (3) 実施結果の公表 4月20日 方法 (1) (3)	0人 0件
8	子育て支援課 保育G	五条川小学校区統合保育園の建設候補地域の選定について	(3)	令和8年までに五条川小学校区に統合園を整備するため、具体的に事業を開始するに当たり、令和3年度中に建設候補地域の選定を行う。	パブリックコメント手続	—	—	1月21日～ 2月21日 (31日間)	実施結果の公表 3月31日 方法 (1) (3)	18人 18件	

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしてい

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和3年度 市民参加手続の実施状況（既存計画等の評価）

第6条第1項に該当する要件（1）（2）に該当する条例、既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の実績
1	秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 ・公募 4人 ・市民登録 2人	公開	① 6月24日 ② 7月 5日 ③ 7月12日 ④ 8月 3日	議事録の公表 ① 8月18日 ② 8月18日 ③ 8月18日 ④ 9月24日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人 ④傍聴 0人
2	協働安全課 市民協働G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 15人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	①11月 8日	議事録の公表 ①12月 1日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人
3	行政課 行政G	第2期岩倉市行政経営プラン	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づく岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議し、令和2年度実績及び5年間の計画期間に対する総括について評価結果報告書を作成するもの。	岩倉市行政経営プラン推進委員会  パブリックコメント	全委員 10人 ・公募 2人 ・市民登録 2人  —	公開  —	① 7月26日 ② 8月 3日 ③ 8月18日  7月26日～ 8月24日 (30日間)	議事録の公表 ①11月11日 ②11月11日 ③11月11日 方法 (1) (3) 実施結果の公表 10月 7日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人  0人 0件
4	福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	① 8月 5日 ② 3月30日	議事録の公表 ① 8月31日 ② 6月 6日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人
5	福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画、第5期岩倉市障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	① 3月23日	議事録の公表 ① 4月14日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人
6	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	① 7月16日 ②10月29日 ③ 2月18日	議事録の公表 ① 8月27日 ②11月11日 ③ 3月24日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人
7	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	9月 書面開催	議事録の公表 ①12月27日 方法 (1) (3)	—
8	環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	1月 書面開催	議事録の公表 ① 3月20日 方法 (1) (3)	—
9	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	2月 書面開催	議事録の公表 ① 2月23日 方法 (1) (3)	—
10	子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	8月 書面開催	議事録の公表 ①10月 8日 方法 (1) (3)	—

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
 (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
 (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
 (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。  
 (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布  
 (2) 広報への掲載  
 (3) ホームページへの掲載  
 (4) その他市長が必要と認める方法

(2-1) 令和4年度 市民参加手続の実施予定（条例、計画等の策定または変更）  
令和4年度に条例または計画の新規策定または変更を行う予定のものを公表しています。

担当課/ア ド	⑥	対象事業	第6条第1項に該当する 要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	秘書企画課 企画政策G	岩倉市自治基本条例	(1)	岩倉市自治基本条例の一部改正の要否を含め審議会において検討する。	岩倉市自治基本条例審議会 パブリックコメント手続	なし (任期中のため)	公開	令和4年8月、10月 令和4年10月
2	福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	第2期岩倉市地域福祉計画は、5年間（2018年度～2022年度）を計画期間としており、令和3年度、令和4年度の2か年で次期計画を策定する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし	公開	全5回（時期未定） 令和3年度実施 令和3年度実施 令和5年1月 (30日間)
3	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年毎に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会 アンケート パブリックコメント手続	なし (任期中のため)	公開	令和4年6月、10月 令和5年2月 令和4年11月 令和5年度実施予定
4	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	岩倉市環境基本計画は、10年間（2013年度～2022年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市環境基本計画検討委員会 アンケート 意見交換会（仮称）企業との懇談会 パブリックコメント手続	なし (任期中のため)	公開	令和4年6月、10月、11月 令和5年2月 令和3年度実施 令和4年5月 令和4年12月 (30日間)
5	商工農政課 農政G	岩倉市農業振興地域整備計画	(2)	岩倉市農業振興地域整備計画は、おおむね5年に一回、計画の全体を見直すこととされており、前回策定した平成30年度から5年経過するため、令和4年度、令和5年度の2か年で計画の見直しを実施する。	岩倉市農業振興地域整備促進協議会 アンケート パブリックコメント手続	なし	公開	令和5年1月 令和4年8月 令和5年度実施予定
6	都市整備課 整備G	石仏公園整備計画案	(3)	当市は市民一人当たりの緑市公園面積が1.09㎡/人と県内平均の7.84㎡/人を大きく下回っていることから、既存の「石仏スポーツ広場」の隣接地を確保し、スポーツ広場と一体で都市公園を整備するもの。	意見交換会 パブリックコメント手続	なし	公開	平成27年8月実施 令和4年9月 (30日間)
7	子育て支援 課 保育G	五条川小学校区統合保育園基本構想	(3)	平成30年度に策定した岩倉市公共施設再配置計画において、小学校区を利用園域として、令和8年度までに北部保育園、仙奈保育園及びあゆみの家を統合することとしており、また、同じく平成30年度に策定した岩倉市公立保育園適正配置方針において、五条川小学校区内の岩倉北小学校区や岩倉東小学校区に近い場所に新たに用地を確保するとしている。これらの計画に沿って、令和7年度末までに統合保育園の整備を進めるにあたり、令和4年度中に保護者や保育関係者を集めて検討委員会を設置し、基本構想を策定していく。	五条川小学校区統合保育園検討委員会 アンケート パブリックコメント手続	あり	公開	令和4年8月～令和5年3月 令和4年度中に実施 (時期未定) 令和5年3月

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(2-2) 令和4年度 市民参加手続の実施予定（既存計画等の評価）  
令和4年度に既存計画等の単年度評価（進捗管理等）を行う予定のものを公表しています。

担当課/サブ(注)	対象事業	第6条第1項に該当する要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1 秘書企画課 企画政策G 総務安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	なし (任期中のため)	公開	令和4年6月、7月
2 秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	なし (任期中のため)	公開	令和4年10月、11月
3 協働企画課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	あり	公開	令和4年10月、11月
4 行政課 行政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について、岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	なし (任期中のため)	公開	令和4年6月
5 福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし	公開	全回（時期未定）
6 福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし	公開	令和4年10月 令和5年2月
7 福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障がい者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障がい者計画推進委員会	なし	公開	令和4年10月 令和5年2月
8 長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	なし (任期中のため)	公開	令和4年6月
9 環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	あり	公開	令和4年6月、9月 令和5年2月
10 環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	岩倉市環境審議会	なし	公開	令和5年3月
11 子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保万策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	令和4年8月

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
 (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
 (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
 (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

協働の取組状況シート 令和3年度実施事業

資料2

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価				
				(1)事業名	(2)開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3)概要	(4)協働の相手		(5-1)令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2)令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1)協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2)相手方の意見
1	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト オール岩倉産『至極の卵かけごはん〜いわくらTKG〜』	①令和2年度 ②令和3年度	オール岩倉産『至極の卵かけごはん〜いわくらTKG〜』をPRし、永続的な岩倉ブランドとして、全国的にアピールするとともに街おこしにつなげるため、メディア向け発表会、モニターキャンペーン、市内飲食店でのメニュー化促進に取り組んだ。	石塚硝子株式会社 ハウスウェアカンパニー 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 (いわくらTKG運営委員会)	①370,275円 ②370,275円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	・令和3年4月24日プロジェクト発表会 メディア公開実績 15回 ・市内8店舗で提供	企業ならではの知識を生かし、TKGのお披露目会を開催し多くの報道関係者が集まったことで、市内外にPRができた。	行政とNPOと連携することで、市内外に広くPRすることができた。また、通常業務では関わらなかった事業所や市民と様々なつながりができた。	企業ならではのPRの方法によりより多くの方にいわくらTKGを周知することができた。
2	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト 五条川かわまちプロジェクト〜ミズベの魅力発信〜	①令和2年度 ②令和3年度	岩倉市の「顔」であり、全国に誇れる観光資源である「五条川」の魅力、市内外の多くの人知ってもらうため、WEBページの作成・公開、パネル等による展示などを実施。	ミズベリビング岩倉五条川	①211,633円 ②211,633円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	・6月にWebページ公開 ・展示会 4回	WEB上で閲覧者から意見を募集する仕組みで、対面で収集した情報と合わせて、徐々にコンテンツを充実し、魅力スポット紹介、花、橋、生き物、歴史、制水施設などの特徴あるコンテンツが掲載することができた。	活動を通して五条川の桜以外のたくさんの魅力や、その伝え方についてノウハウ蓄積ができた。	これまでとは違った多様な視点から五条川を捉えており、市にとっても新たな魅力発見につながった
3	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	①②平成22年度	市民活動支援の拠点として開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①7,149,423円 (消耗品費374,560円、通信運搬費146,728円) ②6,628,135円 ③0円	①7,240,080円 (消耗品費449,691円、通信運搬費162,254円) ②6,628,135円 ③0円	【センター登録団体数】232団体 【#利用者数】30,083人 【#利用件数】2,539件 【#情報発信件数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)】464件	コロナ禍だからこそ取り組みべき事業を自主事業で行うことができた。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、団体間で意見交換をする「コラボノバ」を開催することが出来なかった。 一定のスタッフのみでなく、全員が団体と繋がりをもち、同じレベルで市民相談など親身に対応できるとよい。	より協働安全課と綿密に連携をとり、協働のまちづくりに取り組み、市民団体の思いに寄り添い、中間支援組織としての役割を果たしている。コロナ禍においても、オンラインで活動のできる環境の充実に協力してもらいたい。	事業の必要に応じ業務改善に取り組み、市民団体の思いに寄り添い、中間支援組織としての役割を果たしている。コロナ禍においても、オンラインで活動のできる環境の充実に協力してもらいたい。
4	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「市民プラザまつり」業務委託	①②平成26年度	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を発表したり、市民活動の魅力を知っていただき、岩倉市全体の活性化を図る行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①76,110円 ②76,110円 ③0円	①76,110円 ②76,110円 ③0円	開催期間：令和3年10月9日(土)～16日(土) ・団体パネル展示10/9～10/16(15団体) ・活動発表ステージ(ハイブリット開催)10/10(聴衆15人) ・本とモノのわらしべ長者10/9～10/16	市民活動支援センター受託団体が受託することで、日頃のノウハウを生かし、事業を行うことが出来た。また、ステージ発表をハイブリット開催するため、まちネットを活用し、マルチパートナーシップにより事業を行うことが出来た。	わらしべ長者を実施するに当たり、市民活動団体と協働し実施することが出来た。また、ステージ発表をハイブリット開催するため、まちネットを活用し、マルチパートナーシップにより事業を行うことが出来た。	施設管理という観点からも、コロナ禍に合わせた事業を行うことが出来た。オンライン配信等、今後、必要ならノウハウを受託者が有しており、これからの事業の広がりにも期待していきたい。
5	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	①平成24年度 ②平成25年度	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的とした行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①142,440円 ②142,440円 ③0円	①142,440円 ②142,440円 ③0円	令和3年11月23日(火・祝)70名	市民活動支援センター受託団体が受託することで、日頃のノウハウを生かし、事業を行うことが出来た。セカンドライフを充実し、市民活動を実践できるような、健康をテーマにした講演会と、映画「おっさんずルネッサンス」を鑑賞した。	コロナ禍により密を避けるため、従来の団体の活動紹介スタイルではなく、自分も何かやってみたくてと感じてもらえるような企画をすることができた。	健康寿命を延伸し、セカンドライフを充実させ、市民活動への関心を高める流れがとて市民にも伝わりやすく、受託団体のアイデアが生かされた企画となった。
6	事業委託	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	福祉課	市行事手話通訳、要約筆記設置事務	①②不明	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークルこいのぼり 要約筆記サークルさくら	①50,400円 ②【手話通訳謝礼】24,000円 【要約筆記謝礼】26,400円 ③0円	①8,000円 ②【手話通訳謝礼】8,000円 【要約筆記謝礼】0円 ③0円	●手話通訳 【新成人のつどい】 【50周年記念式典】 【人権研修会】 ●要約筆記 【50周年記念式典】 【人権研修会】	市の主な行事に手話通訳、要約筆記を設置する事で、障がい者への社会参加及び障がい者に対する理解促進が図られた。また、ボランティアの活動の場を充実することができた。	積極的な制度の活用をお願いしたい。窓口にて案内をしてほしい。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントの自粛が相次ぎ、協働の機会が減少した。これまで派遣をお願いしていた事業でコロナを機に協働の機会を喪失することのないよう、努めていく必要がある。特に要約筆記に関しては、難聴の方が増えているため、周知を徹底したい。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
7	事業委託 事業協力	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	福祉課	地域福祉計画推 進事業	○ ○ 平成25年度	地域課題に対し地域住民主体で解 決していくため、小学校区単位で の取組を進めている。令和3年度 は計画推進及び次期計画策定の取 り組みとして、日本福祉大学教授 を招き地域福祉推進フォーラムを 行った。	岩倉市社会福祉 協議会 いわくら福祉市 民会議	○ 105,168円 ○ 691,674円 ○ 0円	○ 73,873円 ○ 73,873円 ○ 0円	● いわくら福祉市民会議 北小学校区 0回 南小学校区 0回 東小学校区 0回 五条川小学校区 1回 曾野小学校区 1回 校区連絡会 0回 ● 地域福祉推進フォーラム 1回	社会福祉協議会に委託する 形で、地域福祉活動の推進 を行っている。 令和3年度は新型コロナウ イルス感染拡大防止の観点 から会議を予定通りに開催 することができなかった が、開催できた小学校区に ついては、作成した見守り マップの活用方法や今後の 計画推進について検討し た。	区長や民生委員等役につい たばかりなので、幅広く 声掛けをしたほうがよいの ではないか。 新型コロナウイルスへの感 染予防を徹底したうえで地 域活動を継続していくのが よいのではないかと。	新型コロナウイルス感染拡 大防止のための会議の開催時 期の様子を見ていたことで 計画通り進まなかった。 今後より組み内容について 対面だけでなくでもできるこ とも含めて検討していく必要 がある。
8	事業委託	4. 環境にや さしいうる おいあふれる 安全なまち	環境保全 課	五条川親水事業	○ ○ 昭和61年度	岩倉の水辺を守る会に委託して、 水辺まつりや竹林公園体験教室な どのイベントを通じ、次代を担う 子どもたちに、ふるさとの自然の すばらしさや川との付き合い方な どを楽しんで学んでもらうととも に、市民に対する意識啓発を図 る。また、在来種の保護・育成と 外来種の対策の推進のため、五 条川のカメの生息調査を協働によ り実施した。	岩倉の水辺を守 る会	○ 691,674円 ○ 691,674円 ○ 0円	○ 550,877円 ○ 550,877円 ○ 0円	【竹林公園体験教室】新冠 ウイルス感染症拡大防止のため 中止 【水辺まつり】同上 【親子魚つき教室】同上 【五条川下流域でのカメの外来種 調査・駆除】8/1、2及び10/30、 11/1の2回に渡り調査を実施し た。8月の調査では捕獲した110個 体のうち103個体が、11月の調査 では捕獲した111個体のうち99個 体が、外来種であるアカミガメ であり、同時に駆除を行った。	市民活動団体に五条川親水 事業を委託して、事業を実施 している。イベントの実 施は、当該団体が積極的に 他の団体や事業所に働きか け協力して行っている。	協働の視点では特になし。	岩倉の水辺を守る会に委託 することで、多数の人員が 必要なカメの外来種調査・ 駆除が実施できている。 在来種の保護・育成の部分 においても、具体的な策の 検討や実施について、会の 協力を得る必要がある。
9	事業委託	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政 課	岩倉市観光まち づくり事業	○ ○ 平成25年度	市役所1階に「岩倉市観光情報ス テーション」を開設し、観光情報 の発信を行うとともに、観光ま ちづくり事業を企画・開催してい る。 岩倉市PR大使「い〜わくん」の グッズを製作し、市内外に出店す るとともに、イベント時に「い〜 わくんSHOP」を出店し、販売す ることで、い〜わくん及び岩倉市 のPRを行っている。	特定非営利活動 法人いわくら観 光振興会	○ 10,869,104円 ○ 10,008,252円 ○ 0円	○ 10,467,192円 ○ 10,079,901円 ○ 0円	年間を通じて、観光情報の発信 を行い、「いわくらランチスタンプ ラリー」、「いわくらヨーヨー講 座」、「いわくら観光講座」や 「いわくらdeマルシェ」などのイ ベントを企画、開催した。 年間を通じて、い〜わくんグッズ の製作・販売を行い、い〜わくん と市のPRに寄与した。	地域資源を活かしたイベン トを実施することができ た。 より効果的な観光情報の発 信が必要である。	市外からの集客を増やして いくことが課題である。	マルシェやヨーヨー事業な どイベントの実施を図ること ができた。
10	事業委託	4. 環境にや さしいうる おいあふれる 安全なまち	都市整備 課	花のあるまちづ くり事業	○ 平成8年度 ○ 平成13年度	市が実施する岩倉駅東西に四季 折々の草花を植付ける「花のある まちづくり事業」や東町地内の五 条川護岸に「緑化ウォール事業」 として草花を植付けているが、市 民ボランティア団体の「ふれあい 花の会」により植付けや維持管理 をお願いしている。	ふれあい花の会	【フラワーバンク】 ○ 47,487円 ○ 0円 ○ 0円 【花のあるまちづく り】 ○ 1,405,500円 ○ 1,400,000円 ○ 0円 【緑化ウォール】 ○ 390,208円 ○ 390,000円 ○ 0円	【フラワーバンク】 ○ 23,056円 ○ 0円 ○ 0円 【花のあるまちづく り】 ○ 1,034,956円 ○ 1,034,956円 ○ 0円 【緑化ウォール】 ○ 410,756円 ○ 390,000円 ○ 0円	【フラワーバンク】 花苗配布5/20 (236株) 10/28 (196株) 【花のあるまちづくり】 駅東西3,993株 【緑化ウォール】 五条川護岸2,500株	除草等管理の充実、会員の 高齢化	存続するためには若い世代 の参加が必要であり、市に も会員を増やすような働き かけをお願いしたい。	会員の高齢化はあるが、現 在は協働による市民目線 での花の植え付けや維持管理 事業を行っている。しか し、今後については、事業 の継続も含め考えていく必 要がある。
11	事業委託	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	学校教育 課	魅力ある学びづ くり支援事業	○ ○ 令和元年度	学校の主体性や独自性を大切に した取組を推進し、児童生徒や教 員、地域社会にとって魅力ある学 校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	○ 3,276,085円 ○ 3,276,085円 ○ 0円	○ 3,579,502円 (UD講座 6,000円除く) ○ 3,579,502円 (UD講座 6,000円除く) ○ 0円	4/1~3/31 全小中学校	地域人材の活用にあたり、 小中学校間での人材活用 についての情報共有を図る。	市内小中学校の地域人材活 用状況を毎年調査すること で、学校間の情報共有が図 られている。	学校の事業計画に沿った幅 広い人材活用が図られるよ う、今後も支援が必要であ る。
12	事業委託	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	生涯学習 課	民俗資料企画展 等委託	○ ○ 平成10年度	市民有志による民具研究会への委 託により、図書館3階の民具の整理 と郷土資料室の展示、企画展の開 催及び電子台帳の整備を行う。	民具研究会	○ 493,778円 ○ 493,778円 ○ 0円	○ 484,268円 ○ 484,268円 ○ 0円	【企画展】「市制施行当時の暮ら し」2/2~13 2/15~27 来場者 344人	民具研究会の会員の高齢 化が進んでおり、会の活 性化が必要である。	会員の高齢化により作業 負担が年々大きくなってき ている。	岩倉の歴史や民具資料等 の知識が深い会員の活動に より、民俗資料の整理や活 用が進んでいる。
13	事業委託	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	生涯学習 課	スポーツ振興事 業	○ ○ 不明	岩倉市スポー ツ協会に委託し、ス ポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市スポー ツ 協会	○ 4,293,000円 ○ 3,227,016円 ○ 0円	○ 606,000円 ○ 320,170円 ○ 0円	新型コロナウイルスの影響で、例 年実施している主要な大会等は中 止となった。 市民球技大会(参加者524人) 市民グラウンドゴルフ大会(参 加者76名) スポーツ振興事業(参加182名、 観覧242名) 市民健康マラソン(オンライン開 催 参加142名)	新型コロナウイルス感染症 の予防に配慮した、大会・ 教室の開催方法、内容を検 討する必要がある。	各大会・教室をスポーツ協 会の競技団体を中心に実施 できており、子どもから高 齢者まで幅広い世代のス ポーツ振興に寄与してい る。	行政で担うことができない 専門的な分野をスポーツ協 会の方々担っていただ き、効果的にスポーツ振興 に取り組んでいる。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
14	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	◎ ◎ 平成21年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニューススポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	◎ 500,000円 ◎ 219,039円 ◎ 0円	◎ 500,000円 ◎ 169,397円 ◎ 0円	新型コロナウイルスの影響で、例年実施している主要な4大会のうち3大会は中止となった。カーリング大会はカーリング教室として実施。各種スポーツ教室において、延べ1,300人の参加者	引き続き、ニューススポーツに関心をもってもらえるようなPR方法を研究していく。	日ごろの教室、またカーリング大会や歩こう会等交流会の開催等、打合せ等も定期的に行い、企画運営まで積極的に行われている。これにより、マンネリ化することなく充実したイベントを開催している。	企画運営にあたり、スポーツクラブ内で綿密に協議していただいた。実際に開催された教室、交流会については多くの市民の参加実績がある。
15	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防犯推進事業	◎ ◎ 平成16年度	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊(市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 夏の街頭啓発活動(中止) 年末の街頭啓発活動12/16(中止) 【年末青色防犯パトロール合同出発式】 12/16(約40名) 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 10/26(57名)、10/27(28名)	コロナ禍における啓発活動についての検討が必要。新規団体の加入や、団体内の世代交代などの活性化が必要。	各団体における防犯活動中の課題等が共有できるとよい。	防犯関係団体と協力しながら活動を実施できている。
16	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	◎ ◎ 昭和56年度	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	【街頭指導】 毎月1回と春季を除く各季の運動期間中に1回実施(委員数:113名) 【交通安全宣言セレモニー】 10/3(中止)	児童向けの活動に加え、中高生や高齢者を対象とした啓発活動の充実が必要。	地域の安全を守っていくために、今後も必要な活動である。	関係団体と協力しながら事業を実施できている。
17	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通少年団】◎ ◎ 昭和52年度 【交通安全母の会】◎ ◎ 平成3年度	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 啓発物品等 ◎ 0円 ◎ 0円	【五条川交通少年団(団員30名、代表世話人1名、世話人5名)】 年3回、交通安全活動を実施(全て中止) 【交通安全母の会(会員50名)】 街頭啓発活動(中止) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園園児)	各団体との意見交換や情報提供、啓発活動の充実が必要である。	園児にとって小さい頃から交通安全についての意識を高められることが、良い活動である。	今後も関係団体と協力し、児童や園児が楽しみながら交通ルールを学べるような取組を実施していきたい。
18	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	◎ ◎ 平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	◎ 訓練用消耗品等 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 訓練用消耗品等 ◎ 0円 ◎ 0円	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/30(中止) ・五条川小学校区11/21(中止) ・東小学校区11/28 ・曾野小学校区10/31(中止)	全小学校区において、地域合同訓練を実施することができている。しかし、自主防災会がより主体的となって事業を進めていく必要がある。	あらゆる年齢層に参加してもらえ訓練の方法を教えてください。	自主防災会によって、防災意識の差があるため、全体的に自発・自立的な活動を心がけてほしいと感じる。
19	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	認知症サポーター養成事業	◎ ◎ 平成19年度	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業などに出向き、認知症サポーター養成講座を実施している。 市の職員を対象に養成講座も実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	◎ 159,290円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 138,181円 ◎ 0円 ◎ 0円	【認知症サポーター養成講座】 7回(受講者264名) 市内小学校ほか	ボランティア団体として、市民目線に立った認知症に関する啓発活動を行っている。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、映画上映会を中止とし、認知症サポーター養成講座は例年より少ない回数となった。	認知症関係のボランティア団体として、市や関係団体と協力連携し、高齢福祉へ貢献していきたい。今後はステップアップ研修を受講する等、団体のスキルアップと活躍の場を広げていきたい。	協働体制がとられており、ケアアドバイザー会の活動も活発であり、実績も上がっている。今後も連携し、継続的な活動実施や支援方法を検討していく。
20	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	保健推進員活動支援事業(活動費、会議、研修)	◎ ◎ 昭和63年度	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に委嘱された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。行政区ごとに活動費交付金を交付。	保健推進員	◎ 690,853円 ◎ 活動費交付金679,313円(報酬なし) ◎ 0円	◎ 909,082円 ◎ 活動費交付金897,582円(報酬なし) ◎ 0円	28地区に対して活動交付金を、1世帯あたり100円交付。ただし、30,000円未満の場合は、最低基準額30,000円とする。 【地区活動】73回(1,291人)(内訳) ・健康教室 21回(450人) ・歩け歩け運動 32回(598人) ・健康体操等 20回(243人) 【活動費交付金】679,313円 ※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため計画を一部変更して実施した。	地区ごとに地区の特性に合わせて保健推進員のアイデアが活かされた健康づくりが取り組まれている。今後も保健推進員の知識等を高め、情報提供や地域での認知度を向上させるための支援を継続し、新たな参加者を獲得することが課題である。	他地区の取り組みにも関心を持ち、自分の地区に取り入れるなど積極的に健康づくりに取り組んでいる一方で、次期保健推進員の選出に苦慮している。	地区ごとに健康づくりが取り組まれている。保健推進員と地区担当保健師が協力した地区での活動が実施できている。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
21	事業共催	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	健康課	食の健康づくり 推進員活動支援 事業（会議、学 習会）	○ ○ 平成4年度	健康いわくら21（第2次）計画の食 生活改善を推進するため、次の形 態で活動している。 ○ 市の保健事業に協力 ○ 保健推進員地区活動での普及 ○ 自主グループ活動の支援 ○ 栄養教室の開催（自主活動） ○ 他団体への活動協力	食の健康づくり 推進員	○ 1,748円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	【学習会】5回(20人)  ※ 保健推進員地区活動の講師、栄 養教室等で協働で栄養教室を開催 する予定だったが、新型コロナウ イルス感染症拡大予防のため中止 した。	新型コロナウイルス感染拡大 予防対策を講じつつ、今 後も食の健康づくり推進員 の養成・育成を行い、継続 的に活動が展開できる体制 を整えていくことが課題で ある。	市民全体への食育の知識の 普及啓発に向けて調理実習 を含めた学習や啓発媒体を 作成し、様々な場で積極的 に活用して啓発してきた。 また、学習したことを市民 に届けられること、特に直 接反応が返ってくるものが やりがいにつながっていた が、今後は、新型コロナウ イルス感染予防に配慮した 学習会のあり方や啓発媒体 の作成を検討する必要がある。	推進員が活動を行うために 必要な知識を深めるための 支援ができています。 各種団体等への支援の活動 を推進員の意見を取り入れ ながら広げている。
22	事業共催	4. 環境にや さしい うる おいあふれる 安全なまち	環境保全 課	クリーンアップ 五条川	○ ○ 昭和60年度	岩倉の水辺を守る会が主体とな り、五条川の待合橋から井上橋ま での兩岸と川底を清掃すること を通じて、市民に対する意識啓発 を図る。	市民 市民団体 行政区 企業	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	3/12 参加者約150人	市は協力団体として参加し ている。	協働の視点では特になし。	多くの市民や団体が関わり、 全市民的意識啓発ができて いる清掃活動であるが、新 型コロナウイルス感染症の感 染拡大防止のため、声かけも 縮小して、小規模に実施した。
23	事業共催	4. 環境にや さしい うる おいあふれる 安全なまち	環境保全 課	緑のカーテン事 業	○ ○ 平成21年度	夏のエアコン等の使用電力の抑 制や環境学習としての効果を図 るため、ツル性の植物（ゴーヤ） を、窓を覆うように繁茂させ遮 光や断熱の効果を持たせる「緑 のカーテン」として、市役所や 保育園等、市の公共施設にて 実施している。また、緑のカー テンを通して、市民の関心を 喚起し、環境意識の向上を図 ることを目的に、「緑のカーテ ンコンテスト」を実施（コンテ スト参加者を広げることが条 件）としている。最優秀賞に ついては、環境フェア会場にて 表彰式を実施している。	市民 岩倉市婦人 会 企業	○ （消耗品費・備品購 入費） 729,187円 ○ 0円 ○ 729,187円	○ （消耗品費・備品購 入費） 783,638円 ○ 0円 ○ 783,638円	緑のカーテン事業は実施したが、 新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため、岩倉市婦人会の協力 は、一時的に中止している。緑の カーテン講座の開催を予定し、 岩倉市婦人会に参加を呼び掛け ていたが、新型コロナウイルス感 染症拡大防止の観点から中止し た。27の公共施設での設置や6 つの事業所での緑のカーテンの 設置を行った。	事業所に緑のカーテンの資 材を無償提供するのは、3年 間であり、この先も継続して 設置してもらったことが課 題である。	緑のカーテンの設置によっ て、地球温暖化防止に取り 組む事業所として、市民か ら関心をいただいている。	緑のカーテンの設置をする 事業所を増やし、この事業 を通して、事業所と協力し 合い、地球温暖化防止や生 物多様性の取組等の事業を 展開していく。
24	事業共催	4. 環境にや さしい うる おいあふれる 安全なまち	環境保全 課	自然生態園施設 管理事業	○ ○ 平成8年度	岩倉ナチュラリストクラブに協 力をいただき、観察会、どろん どろん遊び等のイベントを行 い、親子で自然と触れ合う機 会の提供に努めている。	岩倉ナチュ ラリスト クラブ	○ （消耗品費） 186,774円 ○ 0円 ○ 0円	○ （消耗品費） 15,882円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため、予定していた行事の 一部を中止した。下記のイベン トについては実施した。 【ショウブとヨモギの配布】 5/3,4,5 参加者147人 【ミニピオトづくり】10/31 参加者40人 【どんぐり工作】12/12 参加者8 人 【どんぐりの苗の配布】12月中 の日曜日 28人	団体によるイベントの運営 力を反映できる。また、動 植物に詳しい団体の会員が 園の説明員を務めているた め、専門的で具体的な解説 や案内が日常的に実施でき る。	市と共催することで、広報 等でイベントの周知ができ る。市の職員とイベントを 実施することで、国や県の 情報を得られることやイベ ントの準備の役割を分割し て当日の運営に尽力すること ができる。	団体の会員により、来園者 に動植物についての専門的 な解説や案内ができてい る。団体の会員とともに 生物多様性の保全や環境 保全をテーマにした魅力 のあるイベントを検討し、 実施していく。
25	事業共催	4. 環境にや さしい うる おいあふれる 安全なまち	環境保全 課	クリーンチェッ クいわくら	○ ○ 平成12年度 以前	地域の環境美化活動を行い、ご みの減量化と資源化の啓発を 図る。	市民 市民団体 行政区 環境フェア実 行委員会	○ （消耗品費）0円 ○ 0円 ○ 0円	○ （消耗品費）0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため市内一斉実施は中止 10/22～11/8 7団体（シルバ、中電、愛知 岩倉リトルリーグ野球協会、 野寄町区、大地町区、鈴井 町区、中本町区）のみ個別 実施	いわくら市民ふれあいまつり 及び岩倉市環境フェアに先 がけ、市民及び団体等の協 力のもとに環境美化活動 を行う。市内一斉実施日に 実施できない団体等につ いては、期間内に自主的に 計画を立て、実施するもの とする。	協働の視点では特になし。	参加する市民の人数を増や し、ごみ減量化と資源化の 啓発を広く展開していく 必要がある。
26	事業共催	3. 利便性 が高く魅力的 で活力あふ れるまち	商工農政 課	市民農園運営事 業	○ ○ 平成5年度	市が農地を借りて、各小学校区 5つに市民農園として場所を 整備。運営自体は、市民農 園毎に運営協議会を設置し て運営している。	市民による 運営協 議会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	市内に5箇所設置 区画数は163区画 （うち7区画が空き）	身近でできる屋外活動とし ての家庭菜園への興味の高 まりを受け、利用希望者 が増加しており、キャンセル 待ちが出ている農園もあ る。利用者有志による運 営協議会が共同倉庫、備品 の管理などを行っているが、 役員の担い手が不足してい る。	土づくりなど、農業の基 本的な技術を、教えてもら える機会を設けて欲しい。	運営協議会の役員と協力し ながら運営ができた。 空き区画の出ている農園 の利用率向上を図るため、 水道設備の設置を検討す る必要がある。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ◎ 事業開始 ◎ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ◎ 総事業費 ◎ 協働相手への支払額 ◎ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ◎ ◎ ◎	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
27	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	農業体験塾	◎ ◎ 平成19年度	農地を借り農業に興味を持っている人等に対し、農家等から指導を受けながら作付けから収穫までを行う。	市内農家等	◎ 80,000円 ◎ 80,000円 ◎ 0円	◎ 246,000円 ◎ 246,000円 ◎ 0円	原則毎週日曜日(参加人数46名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	身近でできる屋外活動としての家庭菜園への興味の高まりを受け、利用希望が増加している。 講師の指導のもと、塾長を始めとする役員が中心となり、計画的に通年栽培ができるよう取り組んでいる。 一方、講師2名が昨年度をもって辞任し、現在、講師1名での指導となっており、講師の負担が増加している。	講師が1名となっているので、新しい講師を確保して欲しい。	11名の新規入塾者があり、塾生が増加した。市内農家を講師として招き、農地の遊休化防止に役立っている。
28	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	野菜の広場事業	◎ ◎ 平成7年度	市内の農家のグループが、毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。	コロナ禍に対応するため実施方法を工夫し、例年どおりのスケジュールで通年開催することができ、売上高は前年度より増加した。 また、生産者の高齢化に伴い、会員が減少し、野菜の広場の存続が危ぶまれる。	会員の減少及び高齢化が深刻であるため、市と解決策を協議していきたい。	会員と共に売上回復のための方策を検討する必要がある。 また、会員の減少に伴い、広場の運営にかかる会員の負担が増している。
29	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	食育推進事業	◎ ◎ 昭和57年度	消費生活講座等での料理教室の開催。 安心・安全な地元野菜の品質向上や農業振興のための農業フェアを実施。 市立保育園(4園)でバケツを使って稲作りを実施。	消費生活モニター 農業フェア運営協議会 愛知北農業協同組合	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	【農業フェア】新型コロナウイルス感染症の影響により中止 【消費生活講座での料理教室】2/6(参加人数11名) 【バケツ苗】市立保育園(4園)で実施	コロナ禍による中止や規模縮小により推進の機会が限定的となった。	料理教室については、規模縮小せざるを得なかったが、参加者からも好評であった。 バケツ苗は、保育園での生育が難しい面もあり、稲刈り体験用に農協担当者が別で栽培する必要があったが、イベント実施のためには今後も同様の対応が必要である。	食育については、健幸都市宣言をはじめ、市の数々の方針や計画に組み込まれているので、それぞれ統一性を持たせていく必要がある。
42 30	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	稲作り農業体験	◎ ◎ 平成19年度	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。	市内農家 愛知北農業協同組合 農業委員会	◎ 95,000円 ◎ 95,000円 ◎ 0円	◎ 60,400円 ◎ 60,400円 ◎ 0円	田植え6/5 稲刈り10/30 (参加者15世帯)	参加者に稲づくりに興味を持ってもらえるきっかけとなった。今年度は、農業委員会の協力により、コンパインなどの農機の実演もあり参加者にも好評だった。今後も、新たなイベントを設け、多くの方に参加してもらう必要がある。	田植え、稲刈り以外のイベントについても企画できればいい。	田植えから稲刈りまで農作業全般について丁寧に指導してもらうことができ、農業委員会の協力によりイベント性を高めることができた。
31	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	成人式事業	◎ ◎ 平成13年度	新成人によって構成される実行委員会により、新成人のつどいの企画・運営を行う。	新成人のつどい実行委員会	◎ 842,243円 ◎ 419,978円 ◎ 0円	◎ 896,326円 ◎ 379,418円 ◎ 0円	実施日：1/9 新成人の実行委員(22人、参加者数331人)	中学校からの推薦者を中心に実行委員を募り、円滑に会議を進めることができた。	特になし。	毎年実行委員の自由発想により企画・運営がなされている。市民目線の講座の企画・運営により魅力的な講座の開催がなされている。
32	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	シニア大学	◎ ◎ 平成21年度	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	◎ 生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等 ◎ 40,000円 ◎ 0円	◎ 生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等 ◎ 40,000円 ◎ 0円	年間を通して教養学部・健康学部・社会学部をそれぞれ10回ずつ開催。(全30回・受講者数延べ719人)	市民からなる委員により、魅力的な講座の企画・運営を継続していく。	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するがなり手がいないのが懸念事項となっている。	日頃から精力的に活動頂いている。市民目線の講座の企画・運営により魅力的な講座の開催がなされている。
33	補助・助成	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 いわゆる名産品開発事業	◎ 令和2年度 ◎ 令和3年度	【市民提案企画事業】 市内事業所から名産品開発の企画提案を募集し、岩倉市制50周年記念事業審査会で提案の可否を審査し、採用された名産品開発には補助金を交付するとともに、商品開発の支援実績が豊富な事業者とアドバイザー契約を交わし、開発まで伴走型で支援し、名産品を開発する事業。 開発した名産品は市制50周年記念式典で発表し、販売を開始。	市内事業所	◎ 2,805,250円 ◎ 1,818,000円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	・令和2年12月の企画提案の募集から令和4年3月まで実施 ・市内11事業所で11品目の名産品を開発。 ・開発事業に加えて既存品16品目を名産品に認定。 ・市制50周年記念式典で発表。 ・ピアゴ八剣店、いわゆるdeマルシェ出張販売を実施。	市内11事業所が新たな名産品を開発し、様々な機会情報発信することで、事業所の認知度、売上げ向上に貢献できた。また、開発後の出張販売などの支援を通じて、一部の商品では、委託販売が可能となり、売上げアップにつながった。 課題は、周年事業として一過性のものとならないように継続して商品開発につながるような取組が必要。	新型コロナウイルス感染症のため、市内事業所(特に飲食店)の売上げが落ち込む中、新商品開発に補助金が出ることで、また、専門家のアドバイザーがもたらしたのがあった。	市制50周年を機会に「名産品」という市民と行政側の意向に対し、支援があったものの事業所が応えてくれたことは良かった。 アドバイザーによる開発相談支援を通じて、参加事業所の食品衛生に対する知識の向上、開発・マーケティングに対する意識変容(特許申請など)、企業間マッチングなど副次的な効果も多数見られ、良い事業となった。
34	補助・助成	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	◎ ◎ 平成23年度	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	自主防災会	◎ 987,000円 ◎ 987,000円 ◎ 0円	◎ 741,000円 ◎ 741,000円 ◎ 0円	14防災会23件(計987,000円)	補助申請数が自主防災会によって差があるため、地域防災力の格差は正が課題。	補助金の申請が複雑で簡略化してほしい。	自主防災会によって、防災意識の差があるため、全体的に自発・自主的な活動が心がけてほしいと感じる。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ◎ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ◎ 協働相手への支払額 ◎ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ◎ ◎	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
35	補助・助成	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動助成金事業	◎ ◎ 平成24年度	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成している。はじめの一歩コース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体	①628,900円 (審査会委員報酬94,900円) ②助成金総額534,000円 ・はじめの一歩コース(6団体) 284,000円 ・ステップアップコース(3団体) 220,000円 ・イベントコース(1団体) 30,000円 ③0円	①374,000円 (審査会委員報酬95,000円) ②助成金総額279,000円 ・はじめの一歩コース(4団体) 30,000円 ・ステップアップコース(4団体) 205,000円 ・イベントコース(1団体) 44,000円 ③0円	2/19 企画提案発表会	多くの団体が、公益性のある事業を企画することが出来ており、助成を受けることで事業を実施することが出来た。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施に苦慮した事業もあり、開催に向けたサポートが必要となってくる。担当課としては、団体のイベントPRチラシ等の施設への設置を積極的に行うことができている。中間支援組織である市民活動支援センターにおいて、団体のイベント実施や書類等手続きにおいて支援や助言ができています。	財政的な支援にとどまらず、会場確保や広報活動、行事開催や準備等において更なる支援を期待する。適時相談にのってもらえ、事業の実施に向けサポートしてもらえるのはありがたい。	事前の事業計画の検討(イベント開催スケジュールや積算)が十分でない事業があるため、無理なく現実性の高い計画を立てることができるよう支援が必要である。新型コロナウイルス感染症の影響により、従来では想定できない状況の中でも、地域課題解決に向け、取り組めるものを取り組む姿勢が見られるため、引き続き支援を行ってきたい。
36	補助・助成	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	区育成補助金事業	①②昭和51年度	行政区(30区)に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	①3,834,480円 ②3,834,480円 ③0円	①3,774,220円 ②3,774,220円 ③0円	22,144世帯、7事業(各区に対して1世帯あたり170円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助)	区民からの区費だけではなく、区育成功成金を受けることで、より円滑な区の運営を行うことができています。しかし、役員のなり手不足や未加入者対策など、先進事例の提供といった運営の実務に対する支援が求められる。	補助金が区の運営に役立っている。	行政区に積極的に加入してもらえるよう魅力的な事業を実施してもらえるようになった。
37	補助・助成	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	①②平成5年度	「日本語ひろば」や「外国人健康相談・法律相談」、「料理教室」、「国際交流セミナー」など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。団体の実施する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	岩倉市国際交流協会	①389,651円 ②186,000円 ③0円	①670,676円 ②168,000円 ③0円	【国際交流セミナー】7人 【モンゴル留学生受入事業】中止 【東小夢くらぶ交流支援】多数参加 【ホームステイ】中止 【各種イベント】世界のお惣菜(Facebookにレシピ掲載)、ふれあいまつり(中止) 【日本語ひろば】中止 【英語をしゃべろう会】多数(オンライン開催)	国際交流協会の事業に国際交流員と共に参加し、市民レベルでの国際交流を進めることができた。今後も協会の実施するイベントへの参加者が増えるよう支援する。	国際交流員と事業を協力して出来た事が良かった。新型コロナウイルスの影響により社会情勢が大きく変化しており、行政からの新たな支援の形も検討してもらいたい。	国際交流協会は団体として自立しており、事業を実施するに当たっても十分な体制ができています。コロナ禍においても、オンライン開催を実施するなど、柔軟に事業を行うことが出来ています。
38	補助・助成	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	①②平成16年度	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。	岩倉市老人クラブ連合会	①9,459,060円 ②5,230,675円 ③1,060,000円	①7,285,241円 ②4,257,000円 ③990,000円	【さくらの家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 18回 465人 ②老人クラブ文化部 80回 755人 ③老人クラブ会議等 12回 146人 【南部老人憩の家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 16回 210人 ②老人クラブ文化部 54回 505人 【地域貢献活動等】 戸別ゆうあい訪問等(すこやかタクシーチケット申請代行)	高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。高齢者の目録で地域活動やイベントの開催を行っている。会員数が年々減っているのが課題。	市や関係機関と連携協力体制がとられている。今後とも会員相互の生きがいづくり、仲間づくりに取り組んでいく。市の事業運営の協力をしている。	高齢者人口が増加しているため、活動についても見直し、事業内容も若い世代との交流や協力関係を構築していくような取組があるとよい。
39	補助・助成	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	地域ねこ避妊・去勢手術補助金	①②平成22年度	市内に生息する飼い主のいないねこ(地域ねこ)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの避妊・去勢手術に要する費用の一部を、岩倉猫の会に対して補助する。 【補助額】 (令和2年12月分以前) オス猫去勢 1頭あたり 6,500円 メス猫避妊 1頭あたり 8,000円 (令和3年1月分以降) 上記金額を「上限」として全額を補助するよう変更した。	岩倉猫の会	①290,000円 ②289,300円 ③0円	①225,000円 ②140,600円 ③0円	オス猫去勢 17頭 105,300円 メス猫避妊 23頭 184,000円	岩倉猫の会と随時、会議を実施し、地域猫の実態についての情報共有や対応について検討している。地域猫の正確な数を把握することは難しいが、岩倉猫の会と連携して避妊・去勢を続けることで、不必要な繁殖の増加を抑えることができています。	補助金の金額が5,000円ずつ増額したことで、団体の負担が大幅に減ったため、日常的な活動や団体の運営などにも積極的な支援をしていく。補助金活用の充実と合わせて市民ギャラリーや広報の活用など、幅広く支援できた。	

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
40	補助・助成	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	昭54年度頃	家庭から排出される資源物（古紙・古着類）等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行うもので分別収集については約70箇所に対し1箇所につき1,500円/回、古紙と古着については約40箇所に対し1箇所につき800円/回の協力金を支払うもの。	市民行政区	◎ 10,168,560円 ◎ 1,630,800円 ◎ 0円	◎ 10,281,560円 ◎ 1,743,800円 ◎ 0円	毎月1回、7地区ごとに決められた場所で開催。987tの資源を回収した。	各地区での回収量が減少している。	協働の視点では特になし。	行政区の協力のもと、資源化の推進が実施できているため、今後も継続していく。
41	補助・助成 事業協力	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	多面的機能交付金事業	令和2年度	地域において、市内の優良な農地環境を保全する団体について、国及び県とともに、農地の畔の除草や水路の泥上げなどの活動に対し補助金を交付する。	西市農地環境保全会 大地の会 愛知北農業協同組合	◎ 716,800円 ◎ 716,800円 ◎ 537,600円	◎ 540,000円 ◎ 540,000円 ◎ 405,000円	年間を通して、用排水路の草刈りや泥上げ、水路の軽微な補修等を実施。 【参加延べ人数】 西市農地環境保全会 287人 大地の会 181人	農業者だけではなく地域住民や愛知北農業協同組合、行政と連携し、一体となって活動することにより、農地や農業水利施設に対する愛着心が高まり、ごみの不法投棄の未然防止・農地環境管理等、二次的な効果もあらわれている。	農業者以外の地域住民に農業への関心を高める情報を発信していきたい。	既存の団体には、引き続き、活動を行っていただき農地の保全に取り組んでもらうことに加え、他地域でも同様の取組が広がるよう働きかけたい。
42	補助・助成	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	平成8年度	都市計画道路桜通線の事業を受け、今後、整備が望まれる都市計画道路江南岩倉線の整備を見据え、岩倉駅東地区のまちの将来像を検討するワークショップを役員で実施している。	岩倉駅東地区再生協議会	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	【会議等】4/28、6/4、6/21、2/8	駅東地区の将来像に対する研究ができたが、役員の高齢化が進んでいる。	桜通線は事業中であるが、江南岩倉線については未だに事業が進んでいない。	協議会は、市に具現化のための要望を行うだけでなく、民間の力を借りるなど、不足している部分をどう補っていくかを検討する必要がある。また、市としても他の事業と比較検討し、事業の優先度を定める必要がある。
43	補助・助成	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	まちづくり文化振興事業	平成5年度	市民の自主的な文化活動の振興を図るため、各種の文化的な活動を行う団体又は個人に対し助成金を交付する。	市民ミュージカル実行委員会	◎ 6,558,848円 ◎ 2,350,000円 ◎ 200,000円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	市民ミュージカル「ワンダーランドinいわくら〜アリスとサンタクロースの物語」 実施日：12/25、26 出演者62人、スタッフ21人、入場者1,162人	地域の活性化が図られるとともに、参加者相互の交流が深まり、「音楽のあるまちづくり」に市民レベルでの貢献と地域の特色を生かした文化振興が図られた。	特になし。	市民主体によるミュージカルの実施より「音楽のあるまちづくり」の実現に貢献した。
44	補助・助成	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	まちづくり文化振興事業	平成5年度	市民の自主的な文化活動の振興を図るため、各種の文化的な活動を行う団体又は個人に対し助成金を交付する。	岩倉市制50周年特別局運用実行委員会	◎ 111,669円 ◎ 24,700円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	無線局運用期間：10/1～12/5 交信局数：6,444局 参加者：岩倉市制50周年記念特別局運用実行委員会25名	岩倉市制50周年の突如なコールサインを持つ無線局による交信を通じて、岩倉市の知名度向上と市制施行50周年の情報発信が行われた。	特になし。	市制50周年記念特別局の開設及び交信によって市の知名度向上が図られた。
45	補助・助成	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	平成13年度	初心者を取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市スポーツ協会 岩倉スポーツクラブ	◎ 428,000円 ◎ 48,000円 ◎ 0円	◎ 100,000円 ◎ 15,080円 ◎ 0円	カローリング指導者公認指導員登録料補助者 2人 JSP0公認コーチングアシスタント登録料補助者 3人	市民の求めている取り組みやすいニュースポーツを研究するとともに、指導者育成として、ニュースポーツや競技種目の質を高められるような資格の調査及び周知をする必要がある。	引き続き市民の求めているニュースポーツを研究し、安全に安心して運動に取り組めるように、指導者などの確保に努めていく。	スポーツを安全に行う上で指導者を確保することの重要性は高く、今後も継続して事業を行う必要がある。
46	補助・助成	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	社会教育関係団体育成補助金	昭和48年度	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、補助金を交付する。	岩倉市文化協会 岩倉市婦人会 岩倉市民吹奏楽団 岩倉市スポーツ協会	【岩倉市文化協会】 ◎ 596,935円 ◎ 596,935円 ◎ 0円 【岩倉市婦人会】 ◎ 437,135円 ◎ 299,000円 ◎ 0円 【岩倉市民吹奏楽団】 ◎ 721,837円 ◎ 142,000円 ◎ 0円 【岩倉市スポーツ協会】 ◎ 34,123,861円 ◎ 2,018,000円 ◎ 0円	【岩倉市文化協会】 ◎ 611,701円 ◎ 611,701円 ◎ 0円 【岩倉市婦人会】 ◎ 356,834円 ◎ 299,000円 ◎ 0円 【岩倉市民吹奏楽団】 ◎ 576,976円 ◎ 142,000円 ◎ 0円 【岩倉市スポーツ協会】 ◎ 30,080,363円 ◎ 2,018,000円 ◎ 0円	【岩倉市文化協会】 会員643人 【岩倉市婦人会】 会員160人 【岩倉市民吹奏楽団】 会員70人 【岩倉市スポーツ協会】 会員1,915人	中止となった事業もあったが、新型コロナウイルスの感染予防に留意し、開催方法を工夫して開催できた事業もあった。	特になし。	市の委託事業や自主事業を通して市民の文化活動、スポーツ振興の発展に貢献した。
47	補助・助成	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	子育て支援課	子ども会育成事業	昭和54年度	岩倉市子ども会連絡協議会および単位子ども会の運営事務や活動補助を行っている。	岩倉市子ども会連絡協議会 単位子ども会	◎ 子ども会育成費 1,982,447円 ◎ 1,363,950円 ◎ 0円	◎ 子ども会育成費 1,818,679円 ◎ 1,362,950円 ◎ 0円	年少リーダー講習会 第1回 中止 第2回 61人 第3回 60人 第4回 中止 各種行事 中止 役員研修会 オンライン	新型コロナウイルスの感染状況により中止となる事業が多かったが、役員会をオンラインで行い、情報を密にし、常に体制は整えていた。	行事の開催について賛否ある中で、安全を最優先として中止の決断をした。	各行事の中止が相次ぐ中でも役員会議はリモートで行われた。活動が止まったわけではなくできる範囲で行っていた。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業					V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ◎ 事業開始 ◎ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ◎ 総事業費 ◎ 協働相手への支払額 ◎ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ◎ ◎ ◎	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
48	後援	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	2021協同集会in東海	◎ 平成26年度 ◎ 平成29年度	「協同」とは何か、その価値や可能性を自らの住む地域に引き付け、参加者と未来を探索するための集会の開催。	協同集会in東海実行委員会			令和4年1月23日(日) 90名	事業の後援をすることで信用を高め、集客を円滑行うことが出来た。	後援をいただくことで、多数の参加があり、持続可能な地域づくりを考える契機となった。	協働の形態の中でも、行政への関わりが比較的軽い、後援という形で事業を行っており、今後も団体の魅力ある活動を続けてもらいたい。
49	後援	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	シルバーリハビリ体操推進事業	◎ 平成31年度 ◎ 令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、都道府県、市区町村が介護予防事業に十分に取り組めず、国民の身体的・社会的フレイルが危惧されていることから、新しい生活様式にそった国民を元気にする介護予防事業のモデルとなるイベントを開催した。	公益社団法人日本理学療法士協会			令和4年2月2日(水) 配信主会場：石川県七尾市 Zoom、YouTubeライブ同時配信 Zoom視聴者：約300名 YouTube視聴者：約1,200名	「コロナ禍における活動と健康」の講演により基本的な運動方法から生活習慣を変えるための具体的な対応を学び、運動を継続していくことや仲間づくりの大切さについて再認識した。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市が介護予防事業に十分取り組めず、国民の身体的、社会的フレイルが危惧されていること等も鑑み、新しい生活様式に合った介護予防事業のモデルとなるイベントを開催できた。	講演やメール交換を通し、コロナ禍での活動の工夫や活動への思いを感じ、今後の住民主体型介護予防事業につながるものであった。
50	後援	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	2022年全日本ヨーヨー選手権中部地区大会	◎ 不明 ◎ 平成23年度	日本のヨーヨー競技の頂点を決める「ジャパンナショナルヨーヨーコンテスト」の地区予選大会。本地区大会の優勝者には6月に横浜で開催される全国大会の決勝ソード権が与えられ、上位獲得者には、準決勝への参加権が与えられる。	一般社団法人日本ヨーヨー連盟			令和4年2月6日(日) 参加人数：約80人	全日本大会の地区予選を岩倉市で継続的に行うことにより、岩倉市が「ヨーヨーの聖地」というイメージが浸透してきた。市民の出場者数は少なく、まだ地の利を活かしているとは言えないため、引き続き、PR活動を行っていく必要がある。	会場予約がしやすくなり、イベントのプランニングがやりやすくなった。他の活動と情報を絡めやすくなった。市長挨拶やい〜わくんの来訪など、地元の色を出せるようになった。	岩倉市がヨーヨーのまちであることが定着しつつある。引き続き、PR活動として、行ってほしい。
51	後援	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	2021年全日本ジュニアヨーヨー選手権大会	◎ ◎ 平成30年度	一般社団法人日本ヨーヨー連盟(JYF)が主催する「競技ヨーヨー」のジュニア(18歳以下)日本一を決める大会。	一般社団法人日本ヨーヨー連盟			令和4年3月26日(土)、27日(日) 参加人数：約60人	全日本大会を岩倉市で継続的に行うことにより、岩倉市が「ヨーヨーの聖地」というイメージが浸透してきた。市民の出場者数は少なく、まだ地の利を活かしているとは言えないため、引き続き、PR活動を行っていく必要がある。	会場予約がしやすくなり、イベントのプランニングがやりやすくなった。他の活動と情報を絡めやすくなった。市長挨拶やい〜わくんの来訪など、地元の色を出せるようになった。ジュニア大会だが、大人も楽しめるような企画も盛り込んで、ヨーヨーをさらにPRできるようなイベントにしていきたい。また、市民が参加できるような大会にしたい。市民にもっと見に来てもらうためのPR方法や告知方法を考えたい。	岩倉市がヨーヨーのまちであることが定着しつつある。引き続き、PR活動として、行ってほしい。
52	後援	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	第7回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会withいいともあいち	◎ 不明 ◎ 平成29年度	「食」と「農」の関係事業者の海外輸出を含めた販路拡大やビジネスチャンス創出等を支援するために、テレビ会議システムを使用した商談会を実施するもの。	株式会社名古屋銀行			令和4年3月7日(月)～25日(金) 参加企業数：出展・商談企業78社、バイヤー企業29社	自社の力だけでは商談できないような規模の大きな企業とのマッチングもあり、販路拡大やビジネスチャンスの創出を支援することができた。オンライン開催に慣れない企業もあり、フォローが必要である。	「食」がテーマであるため、対面での開催を望む声が多くあり、今後、実施できるような状況になった際は、参加者が満足いくような商談会にしたい。	コロナ禍に対応した方法で実施しており、多くの企業の参加があり、販路拡大の支援に繋がった。
53	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第48回岩倉母親大会	◎ ◎ 不明	これまでの取り組み内容の展示	岩倉母親連絡会			市民ギャラリー：5/31～6/6 生涯学習センターギャラリー：6/15～21 市民プラザギャラリー：6/28～7/11 延べ60人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	これまでの活動内容を振り返ることができる内容となっていた。
54	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	セントラル愛知交響楽団第27回岩倉定期演奏会	◎ ◎ 不明	クラシックコンサート	公益社団法人セントラル愛知交響楽団			開催日：7/18 来場者数：188人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	「音楽のあるまちづくり」の実現に貢献があった。
55	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	令和3年度後期オープンカレッジ	◎ ◎ 不明	オープンカレッジ	愛知江南短期大学			開催日：令和3年10月～令和4年2月 参加者数：348人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	多くの講座が開催され、市民の生涯学習活動に寄与した。
56	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】小学生デジタルものづくりワークショップ	◎ ◎ 令和3年度	プログラミングなどのデジタルなものづくりを体験するワークショップ	NPO法人パレット			開催日：7/11～8/8 参加者数：150人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	デジタルなものづくりを通してその楽しさを体験できるものとなった。
57	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】NTWA HOME SDGs EDU EVENT 2021	◎ ◎ 令和3年度	SDGs視点から考えたワークショップ	ニワホーム株式会社			開催日：10/17 参加者数：14人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	SDGsを考えることができるイベントとなった。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業					V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ◎ 事業開始 ◎ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ◎ 総事業費 ◎ 協働相手への支払額 ◎ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ◎ ◎ ◎	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
58	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】講演会「7カ国語で話そう」～日本生まれの日本育ちのボクが英語も多言語も話せるようになった理由～	◎ ◎ 令和3年度	多言語習得に関する講演会	ヒップファミリークラブ岩倉			開催日：3/19 参加者数：2,095人	市民文化の資質向上につながった。	特になし。	講師の体験談から多言語による人の可能性について考える機会となった。
59	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報モニター事業	◎ ◎ 平成23年度	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	3人に委嘱（謝礼なし） 「いわフォト」6件、「フォトニュース」6件の記事や写真等の提供があった。	市民目線で取材した行事や感想を掲載することで、広報紙をより身近に感じてもらうことができた。 広報紙に関する意見をもとに、改善につなげることができた。	自分の取材した写真や記事が広報紙に載ることで、次の取材の励みになる。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介することで、岩倉市の良いところを広めることができている。
60	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	まちづくり出前講座	◎ ◎ 平成20年度	市民等からの申出により行政の情報提供している。	市民等	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	【ごみに学ぶ】10人（7/5） 【災害時の対応】15人（12/25） 【農業施策について】12人（1/19）	市の計画や取り組み等について知識を深めてもらうことができた。	知識を深めることができた。	担当者が直接説明することで、パンフレットなどでは伝えきれないことも伝えることができるので、制度や計画について理解を深めていただくには効果的である。
61	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報いわくら音訳事業	◎ 不明 ◎ 平成13年度	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	視覚障がい者6人に郵送で提供。また、ホームページでも視聴が可能。	より多くの人に市政情報等を伝えることができている。	団体の主たる活動の1つとしてやりがいを感じている。また、音訳技術の研鑽にもなる。	情報格差の解消に向けた取組の1つとして重要な事業である。
62	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報紙発行事業	◎ 昭和39年度 ◎ 不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。特集等ではできるだけ市民活動団体が登場したり、関連情報を掲載するようにしている。	市民活動団体等	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	特集等 5 団体 協働のまちづくりコーナー 9 団体	各団体等の活動を写真付きで紹介することで、より読者に活動内容をイメージしてもらいやすくなった。また協働のまちづくりコーナーで団体イベントの周知をすることで、参加者数の増につながっている。	広報紙に掲載されることで団体としての信頼性が高まる。また、自分たちの活動を多くの人に知ってもらうことは、仲間を増やすことにつながる。	市民活動に興味が無かった人に接点を作ることにつながっている。 掲載内容については市主導で決めているので、内容についても協力して作っていくことも必要。
46 63	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト 「いわくら写真えほん」	◎ 令和2年度 ◎ 令和3年度	市民から、笑顔の写真やお気に入りの場所の写真を集め、提案者、読書指導員、写真愛好家ら6人で構成する「いわくら写真えほん編集委員会」を組織し、内容を検討し、「いわくらといっしょにおさんぽ！」と題して岩倉市PR大使いわくらといっしょに、岩倉の素敵な場所を巡りながらみんなの笑顔を探すお散歩に出かけるストーリーの絵本を発行。	いわくら写真えほん編集委員会	◎ 918,500円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	・6月から10月にかけて合計5回の編集会議を開催し、写真えほんの内容について検討・決定した。編集委員は6人で、うち5人が市民、1人が市職員。 ・市民から写真102点の応募。 ・206人の市民の笑顔を掲載。 ・500冊印刷し、図書館、小中学校、保育園、児童館等に配付・設置するとともに、市制記念日から情報サロンで133冊販売。	編集会議の設置により、ストーリー構成や使用する写真を検討するうえで、多様な視点を取り入れたことで、魅力的なえほんに仕上がった。	節目を飾る事業に携わることができたのは感慨深い。形として残ることで未来につなげていきやすい。	編集だけでなく写真そのものも公募したことにより、多くの人にとって印象深いものができた。
64	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト 「いわくら今昔WEB写真館」	◎ 令和2年度 ◎ 令和3年度	市民から公募により過去から現在までの岩倉の写真を集め、市で保有している写真も含め、それを年代別、場所ごとなどに分け、市制50周年記念日である12月1日からインターネット上で公開。	応募市民	◎ 1,518,000円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	・20人の市民から72点の写真応募	市民の身近な場所での思い出の写真に掲載することで、親しみを持って閲覧してもらうことができた。	記念の場面に思い出の写真が登場するのは感慨深い。	貴重な写真を投稿していただくことができ、より多くの視点からの写真を掲載することができた。
65	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 ギネス世界記録に挑戦	◎ 令和2年度 ◎ 令和3年度	【市民提案企画事業】市内内外より募集した折り紙で作ったこいのぼりを総合体育文化センターに並べ、その展示した数で世界記録を達成。	一般市民 各種団体・グループ	◎ 2,882,669円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 110,000円 ◎ 0円 ◎ 0円	・令和3年8月23日～11月10日まで募集 ・5,000人以上が参加 ・24万枚を超える折り紙を回収 ・令和3年11月23日に挑戦 ・193,275枚で世界記録達成	全市民の1割を超える5,000人の協力を得て、目標の5万枚を大きく上回る大記録が樹立できた。	・ギネス世界記録達成の一員になれて嬉しい。 ・コロナ禍で様々なイベントが中止となる中、自宅で参加できる事業があり頑張った。 ・記録達成の瞬間に立ち会えて嬉しい。	大記録達成により、市民の良き思い出として深く心に残り、新たなシビックプライドの醸成に寄与した。また、市の特徴を活かした挑戦テーマとしたことで、報道等を通じてシティプロモーションを推進できた。
66	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	男女共同参画講座（生涯学習講座）	◎ ◎ 平成12年度	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画講座企画委員	◎ 生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ◎ 0円 ◎ 0円	自分メンテナンス心と身体をリフレッシュ（全4回） 10/6（17名）、10/13（15名）、10/20（18名）、11/17（14名）	全4回に渡り、講座を開催した。コロナ禍で疲れた心と身体を癒して、活力を得てもらうためのスキルを身に付けることが出来た。その他、テーマ決定や講座の詳細に係る事前会議を4回開催した。	市民の意見を柔軟に取り入れることにより、今、本当に必要とされる講座を企画できていると思う。	行政スタンスではなく、市民目線でのテーマ設定ができており、市民が参加しやすく、かつ知識が身につく講座が企画できている。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業					V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したこと で得られた成果・協働で事業を 実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
67	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	福祉課	赤ちゃん訪問事業	○ ○ 平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	○ 4,101,237円 ○ 75,000円(謝礼) ○ 1,800,000円	○ 2,970,500円 ○ 72,000円(謝礼) ○ 1,800,000円	家庭訪問数394件	令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から積極的な訪問ができなかった。民生委員・児童委員と福祉課・健康課が連携することで4か月児健診等の場を活用し悩みなどを聴くことができている。	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問することにより、民生委員・児童委員の周知や、地域の住民との交流が図ることができている。	新型コロナウイルスの影響で民生委員・児童委員による直接的訪問と面会は難しいが、工夫をしながら積極的に取り組むことで事業の目的を概ね達成できている。
68	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は福祉課	赤ちゃん訪問事業支援	○ 平成21年度 ○ 平成28年度	民生委員・児童委員が行う赤ちゃん訪問において、専門的な相談があった場合等の助言を行う。	民生委員・児童委員	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	赤ちゃん訪問運営会議参加4回 福祉課から照会があった事例に関して情報提供を実施18件	地域の赤ちゃんの状況を情報共有ができその後の支援につながっている。	地域の民生委員・児童委員の訪問は自粛し、電話による支援を実施した。子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要な情報を提供することができ、地域間のつながりを推進することができた。	地域において役割を分担した育児支援ができている。
69	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	○ ○ 平成21年度	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。さらに健康都市宣言後は、「健康伝道師」として新たに周知し、健康教育を実施。	老人クラブ 民生委員・児童委員	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	老人クラブ 4回67人 民生委員児童委員の支会活動 8回198人	新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じつつ、今後も継続的に活動が展開できる体制を整えていくことが課題である。	新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じつつ、健康講座を開催することができた。	新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じつつ、健康に関する情報提供ができている。
70	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	○ ○ 平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことや健診を受けること、市内の公共施設を利用してもらうこと等で優待カード「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。	市内協力店舗	○ 288,120円 ○ 0円 ○ 0円	○ 87,120円 ○ 0円 ○ 0円	協力店舗数 18店舗 まいか発行数 117枚 (紙52枚・アプリ65枚)	愛知県と協働で利用するアプリ「あいち健康プラス」の導入したが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため啓発機会が少なかったため、まいかの発行者が昨年度より減少した。	登録店舗には、市民が健康づくりを継続していくための環境づくりに、無償で協力していただいている。	市民にとっては、健康づくりに取り組むことで、協力店舗のサービスも受けることができる有益な事業となっている。アプリの利用者を増やしていけるよう、今後も周知啓発に力を入れていきたい。
71	事業協力	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	商工農政課	五条川桜並木保全事業	○ 不明 ○ 平成19年度	手の届く範囲の支障枝や胴引き・ひこばえの剪定。市で購入した樹木専用肥料(グリーンパイル)を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	○ 680,900円(肥料購入費用) ○ 96,758円(消耗品費用) ○ 0円	○ 641,300円(肥料購入費用) ○ 90,678円(消耗品費用) ○ 0円	市で購入した樹木専用肥料(グリーンパイル)を打ち込む施肥作業を年間6回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を合計7回実施。	保存会と協力し、桜の維持管理に努めることができた。間引き剪定や後継木の育成について、継続的に取り組む必要がある。	桜の老朽化による後継木の育成や過密状態の桜の間引きが必要。	年間を通し計画的な桜の管理に繋がっている。また、昨年度に引き続き植替えを実施することができた。間引き剪定や後継木の育成に向けて支援が必要。
72	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	商工農政課	シティプロモーション事業(市制50周年記念映像作成)	○ ○ 令和2年度	令和3年12月に市制50周年を迎えることから、令和2年度からの2か年計画で、五条川を舞台に市民参加による50周年記念映像を制作する。	市民	○ 5,368,000円 ○ 0円 ○ 0円	○ 2,632,000円 ○ 0円 ○ 0円	令和3年3月27日(土)166人、令和3年4月3日(土)258人個人や団体ごとに横断幕やダンス、演奏などで撮影に参加。記念映像は、12月1日の市制50周年記念式典で公開。令和3年度愛知県広報コンクール映像部門で特選を受賞。	市民が一体となって50周年をお祝いしたことで、本市への愛着や誇りの醸成を図ることができた。	まちの魅力を再発見する良い機会となった。	多くの市民参加があり、周年記念と一緒に祝うことで、愛着や誇りの醸成に繋げることができた。
73	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	学校給食事業	○ ○ 昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。	保護者の代表	○ 0円 ○ 学校給食センター運営委員会報酬 35,000円 ○ 0円	○ 35,000円 ○ 学校給食センター運営委員会報酬 35,000円 ○ 0円	【学校給食センター運営委員会】未開催 【献立作成委員会】年7回(うち保護者代表の参加 5回) 【物資選定委員会】年1回(うち保護者代表の参加 9回)	献立作成、食材選定において、PTAの代表者が参加していただくことにより、保護者視点での意見を聞くことができる。	献立作成や食材選定がどのように行われているかが分かり、意見を言うことができる。	各委員会において、PTAの代表者が参加していただくことにより、保護者視点での意見を聞くことができている。
74	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	○ ○ 平成14年度	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会	○ 40,000円 ○ 40,000円 ○ 0円	○ 35,000円 ○ 35,000円 ○ 0円	岩倉北小学校 岩倉東小学校 五条川小学校 曾野小学校 岩倉中学校 南部中学校 各1回	各小中学校の要望に合わせ、講師との日程調整のうえ、新型コロナウイルス感染症の感染対策をした上で実施する。	取組にあたり、講師自身も勉強することでプレゼンテーション力の向上が図られている。	体験者の高齢化に伴い、今後の事業の継承について、対策を考えていかなければならない。
75	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	点訳図書作成	○ ○ 昭和59年度	視覚障がいがある人のため、図書を点字に訳し、図書館に所蔵する。	岩倉点字くすのきの会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	第2、4金曜日 活動者9名 蔵書137タイトル	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	今後も定期的に点字図書の寄贈を行いたい。	障がい者が利用できる図書資料の充実がされている。
76	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	録音図書作成	○ ○ 昭和63年度	視覚障がい者をはじめとした視覚による表現の認識に障がいのある人のため、図書を録音し、図書館に所蔵する。	岩倉市音訳の会 あめんぼ	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	随時(水曜日中心) (活動者25名) 蔵書107タイトル	録音図書を図書館に所蔵する。視がよいによる表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供している。	より多くの人に知ってもらい、利用されるようにしてほしい。	障がい者等が利用できる図書資料の充実がされている。
77	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	おはなし会の実施	○ ○ 昭和59年度	子ども向けに絵本の読みきかせや紙芝居の上演等を行う。季節にちなんだ特別なおはなし会も行う。	岩倉市図書館おはなし会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルスの影響で、活動日数、規模を縮小しての開催となった。 (活動者16名)	おはなし会をきっかけにして、図書館に親しむ子どもを増やしている。	図書館での活動をより一層充実させたい。	子どもの読書活動推進に貢献している。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業						V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ◎ 事業開始 ◎ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ◎ 総事業費 ◎ 協働相手への支払額 ◎ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ◎ ◎ ◎	実施日や参加者数など	(1) 協働で事業を実施したことで得られた成果・協働で事業を実施していく上での課題	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
78	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	◎ ◎ 平成15年	絵本や紙芝居を使わずにお話をする「ストーリーテリング」の技法を用いたおはなし会を行う。	ストーリーテリングお豆の会	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	◎ 0円 ◎ 0円 ◎ 0円	勉強会は毎月1回、おはなし会は偶数月第3日曜日	子どもだけでなく、大人も対象にしたおはなし会を開催している。	より多くの人に参加してもらえるよう、広報をしてほしい。	児童の読書活動の推進に貢献している。

※協働の取組状況シート 新型コロナウイルスの影響により、全部が中止となった事業

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業					V. 実績	
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金		(5-2) 令和2年度決算状況 ○ ○ ○
1	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	【新規】市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト おしごと体験in 岩倉市	○ 令和2年度 ○ 令和3年度	市内の小学生を対象に市内事業所ブースによるお仕事体験を通して仕事への興味を生み出すとともに、保護者の市内事業所の認知につながるイベント。	岩倉市商工会青年部	○ 1,000,000円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 令和4年度実施予定。
2	事業委託	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	市民ふれ愛まつり事業	○ ○ 平成5年度	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
3	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業（岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演）	○ ○ 平成4年度	「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、岩倉桜まつりが中止になったことに伴い、中止。
4	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民茶会	○ ○ 不明	岩倉市文化協会に委託して史跡公園の鳥居建民家で開催。併せて箏の演奏と陶芸展示も行う。	岩倉市文化協会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
5	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭茶接待	○ ○ 昭和52年度	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員 岩倉市文化協会 市民	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
6	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民音楽祭	○ ○ 平成9年度	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会（岩倉市音楽連盟）及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
7	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	人形劇フェスティバル	○ ○ 平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 320,000円 ○ 320,000円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
8	事業共催	4. 環境にやさしい うれしいあふれる安全なまち	環境保全課	環境フェア	○ ○ 平成3年度	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民環境フェア実行委員会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
9	事業共催	4. 環境にやさしい うれしいあふれる安全なまち	環境保全課	五条川水生生物調査	○ 不明 ○ 平成10年代	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
10	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	岩倉軽トラ夜市事業	○ ○ 平成22年度	岩倉軽トラ市実行委員会が中心となり、8月に軽トラ夜市を開催している。	岩倉軽トラ市実行委員会 特定非営利活動法人いわくら視光振興会 岩倉市商工会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
11	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	消費生活フェア	○ ○ 昭和53年度	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
12	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】スクールコンサート2022	○ ○ 令和3年度	地元の中学生の吹奏楽部がプロと共演する参加型コンサート	公益社団法人日本テレビ小鳩文化事業団			新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に延期となった。
13	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第22回岩倉市音楽連盟わくわくコンサート	○ ○ 不明	岩倉市音楽連盟によるコンサート	岩倉市音楽連盟			新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
14	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	福祉課	障害者社会参加周知事業	○ ○ 不明	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルの協力、PRしている。また、夢コンサートを実行委員会により開催している。	岩倉市社会福祉協議会	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円 (社会福祉協議会への補助金は人件費分であるため、事業には充当されていない)	○ 0円 ○ 0円 ○ 0円 (社会福祉協議会への補助金は人件費分であるため、事業には充当されていない)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

№	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ○ 事業開始 ○ 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和3年度決算状況 ○ 総事業費 ○ 協働相手への支払額 ○ 国や県からの補助金	(5-2) 令和2年度決算状況 ○ 〇 〇	実施日や参加者数など
15	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	これからは始める離乳食教室での読み聞かせ	○ 〇 平成26年度	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が図書館外利用券を交付。	子育てボランティア	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
16	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	4か月児健康診査での子育て親育ちミニ講座	○ 〇 平成20年度	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
17	事業協力	4. 環境にやさしい うれしい あふれる安全なまち	環境保全課	アダプトプログラム事業	○ 〇 平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体(市民・事業者)	○ (消耗品費) 87,147円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ (消耗品費) 24,541円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のとおり予定していた行事・懇談会を中止。【アダプトプログラムの日】中止(5/30予定)【アダプトプログラム登録団体・人数】(年度末:49団体・2,277人)【アダプトプログラム団体懇談会】中止(例年4月)
18	事業協力	4. 環境にやさしい うれしい あふれる安全なまち	環境保全課	フラワーリサイクル事業	○ 〇 平成24年度	市民モニターによる生ごみのぼかしあえを稲荷ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニターわくわく会	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	例年毎月第4金曜日に実施していたが新型コロナ感染防止のため前年度8月以降中止している。
19	事業協力	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	上下水道課	応急給水訓練	○ 〇 不明	市の防災訓練にて、市民の方々と共に非常用給水袋を使用した応急給水訓練を実施している。	市民等	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により、市の防災訓練が中止になったことに伴い、中止。
20	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	健康都市宣言のまち第53回いわくら市民体育祭	○ 〇 昭和43年度	スポーツ協会、スポーツ推進委員会、区長会、婦人会、消防団等で組織される市民体育祭実行委員会の協力のもと、市民が一同に集い、様々な競技を実施する。	市民体育祭実行委員会	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
21	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	○ 〇 平成16年	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介を行う。	岩倉市図書館ブックスタート	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ 〇円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
22	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	子育て支援課	児童館運営事業	【百人一首大会】 ○ 〇 昭和49年度 【平和を考える会】 ○ 〇 平成21年度 *昭和から事業を実施しているはずだが、記録が確認できた年を記述した。 【地域交流会】 ○ 〇 昭和51年度 【おこしものづくり】 ○ 〇 平成24年度	職員だけでは伝えきれない専門性の強い部分を各団体と共に行っている。 【百人一首大会】 歴史的にも古く小学1年生から6年生までハンデなしで競う。 詠み手および審判での協力を依頼 【平和を考える会】 岩倉語り部の会、岐阜の空襲を記録する会の協力を得て、子どもたちと共に平和の大切さを考える会 【地域交流会】 地域の老人クラブの協力を得て、ゲームなどを楽しみ子どもたちとの交流を図る。 【おこしものづくり】 愛知県の郷土料理である「おこしもの」を母親クラブと共に行う。	個人ボランティア 岩倉語り部の会 岐阜の空襲を記録する会 老人クラブ 母親クラブ	○ (児童館総務費・児童館運営事業費) 22,874,000円 ○ 〇円 ○ 〇円	○ (児童館総務費・児童館運営事業費) 16,253,000円 ○ 〇円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
23	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	子育て支援課	にこにこシティいわくら	○ 〇 平成21年度	子ども行動計画に基づき、子どもの意見表明の場として、子ども自ら企画運営する「にこにこシティ」は、関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。	母親クラブ 児童館運営委員 個人ボランティア 岩倉ボランティアサークル	○ (児童館総務費・児童館運営事業費) 22,874,000円 ○ 44,652円 ○ 〇円	○ (児童館総務費・児童館運営事業費) 16,253,000円 ○ 35,066円 ○ 〇円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

## 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

### (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

## (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学学長
職務代理者	山田 育代	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	清水 誠	市内の事業者（石塚硝子株式会社）
委員	小川 隆	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	稲葉 啓二	区長会長
委員	関戸 康二	市民委員（公募）
委員	岡本 里恵子	市民委員（公募）
委員	水野 孝司	市民委員（公募）
委員	木村 さや香	市民委員（公募）
委員	菅原 實	市民委員（市民委員登録制度）
委員	石黒 里実	市民委員（市民委員登録制度）

（任期）令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## (3) 令和4年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和4年6月23日（木）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	令和4年6月30日（木）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ア～イ）
第3回	令和4年7月12日（火）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ウ～カ）
第4回	令和4年7月28日（木）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-キ～コ）
第5回	令和4年10月6日（木）	・自治基本条例について ・審議会報告書について